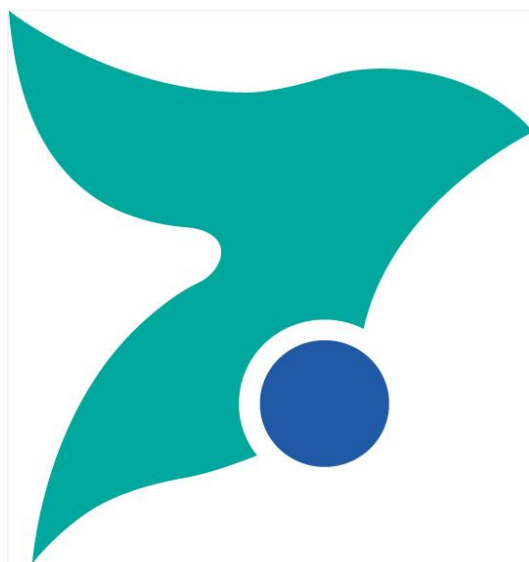


第4次いすみ市地域福祉計画

いすみ市再犯防止推進計画



みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市
支え合い、安心して暮らせるいすみ市をめざして

令和7年3月
いすみ市

第4次いすみ市地域福祉計画の策定にあたって



私達は、地域の中で、家族や近隣の方々、友人、知人など様々な人達と関わり合いながら、そして時に様々な課題や困難を抱えながら暮らしています。

近年、人口減少や少子高齢化、さらには地域コミュニティの衰退などが急速に進む中、地域福祉が抱える課題は複雑化・多様化を深め、80代の親が50代のひきこもりの子の世話をする「8050問題」、介護と育児を同時に行うダブルケア、さらには、本来は大人が担う家事や家族の世話をするヤングケアラーなど、従来のサービスでは対応が難しい新たな課題が生じています。

こうした中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていける環境を創っていくために求められることは、地域の住民や団体などあらゆる主体が、世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくこと、いわゆる「地域共生社会」の実現です。

具体的には、日ごろ身の回りで起こる問題は、まず個人や家庭の努力で解決（自助）する。次に、個人や家族内で解決できない問題は隣近所の力やボランティア、NPO 活動等の組織的な支えあいの力（共助）で解決する。そして最後に、地域で解決できない問題は、行政の力（公助）で解決するといった包括的な取り組みを地域全体で進めていくことです。

この度、地域共生社会の実現を目指すために、また地域福祉計画は福祉に関する総合的な視点に基づくものであることから、再犯防止推進計画を加えた、「第4次いすみ市地域福祉計画 いすみ市再犯防止推進計画」を策定しました。

本計画では、「みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市」を基本理念とし、いすみ市らしい地域福祉の推進を目指していきます。本計画の推進においては、行政だけではなく、地域住民や地域における様々な関係機関の参画が必要不可欠となるため、今後とも引き続き、皆様のご理解と、ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、多大なるご尽力を賜りました「いすみ市地域福祉計画策定委員会」の皆様、そして貴重なご意見・ご提案をいただいた皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

令和7年3月

いすみ市長 太田 洋

地域福祉計画目次

第1章 計画の策定方針	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画策定期間	3
4 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進	3
第2章 地域福祉を取り巻く現状	5
1 人口動態の現状	5
2 障害者関係の現状	8
3 児童・学童の現状	12
4 保健事業関係の現状	15
5 福祉活動関係の現状	18
6 市民アンケート調査結果	21
7 課題	34
第3章 計画の基本方針	36
1 基本理念	36
2 基本目標	36
3 施策体系	38
4 地域課題への取り組み 施策の推進	39
5 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進	45
6 計画の進行管理	49
資料	51
1 用語説明	51
2 地域福祉計画策定委員会設置要綱	53
3 地域福祉計画策定委員会名簿	55

第1章 計画の策定方針

第1章 計画の策定方針

1 計画策定の背景及び趣旨

わが国では、少子高齢化や核家族化の進行に伴う世代間の価値観や生活様式の変化を背景に、住民同士のつながりや地域内での互助意識が希薄化し、地域活動の低下が懸念されています。また、生活基盤である家庭の中においても虐待やDV被害、ネグレクトなど、日常生活における問題は多様化し増加している状況が見られます。

これまで公的福祉においては、高齢者、子ども、障害者など、各分野において施策が推進されてきましたが、高齢の親がひきこもりなどの子どもの世話をする「8050問題」、介護と育児を同時に行う「ダブルケア」、「ケアラー」子どもが家族の世話をする「ヤングケアラー」の顕在化など、複雑化する生活課題や制度の狭間にある問題は、従来の公的な福祉サービスでは解決が困難な新たな課題となっています。

さらに、福祉サービスの担い手となる人材不足も常態化している中、福祉に関する支援ニーズは多様化し複雑化しています。さまざまな課題を適切な支援に繋いでいくためには、福祉や地域活動の担い手となる人材を育成し福祉サービスの充実を図るとともに、地域を見守り住民同士が支え合い助け合う関係をつくるなど、地域の福祉力を高めていくことが求められます。

いすみ市では令和2年(2020年)3月に第3次地域福祉計画を策定し、「みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市」を基本理念とし、子どもから高齢者、障害のある人もない人も、すべての市民が主体的に地域に関り、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるよう取り組み、地域福祉を推進してまいりました。

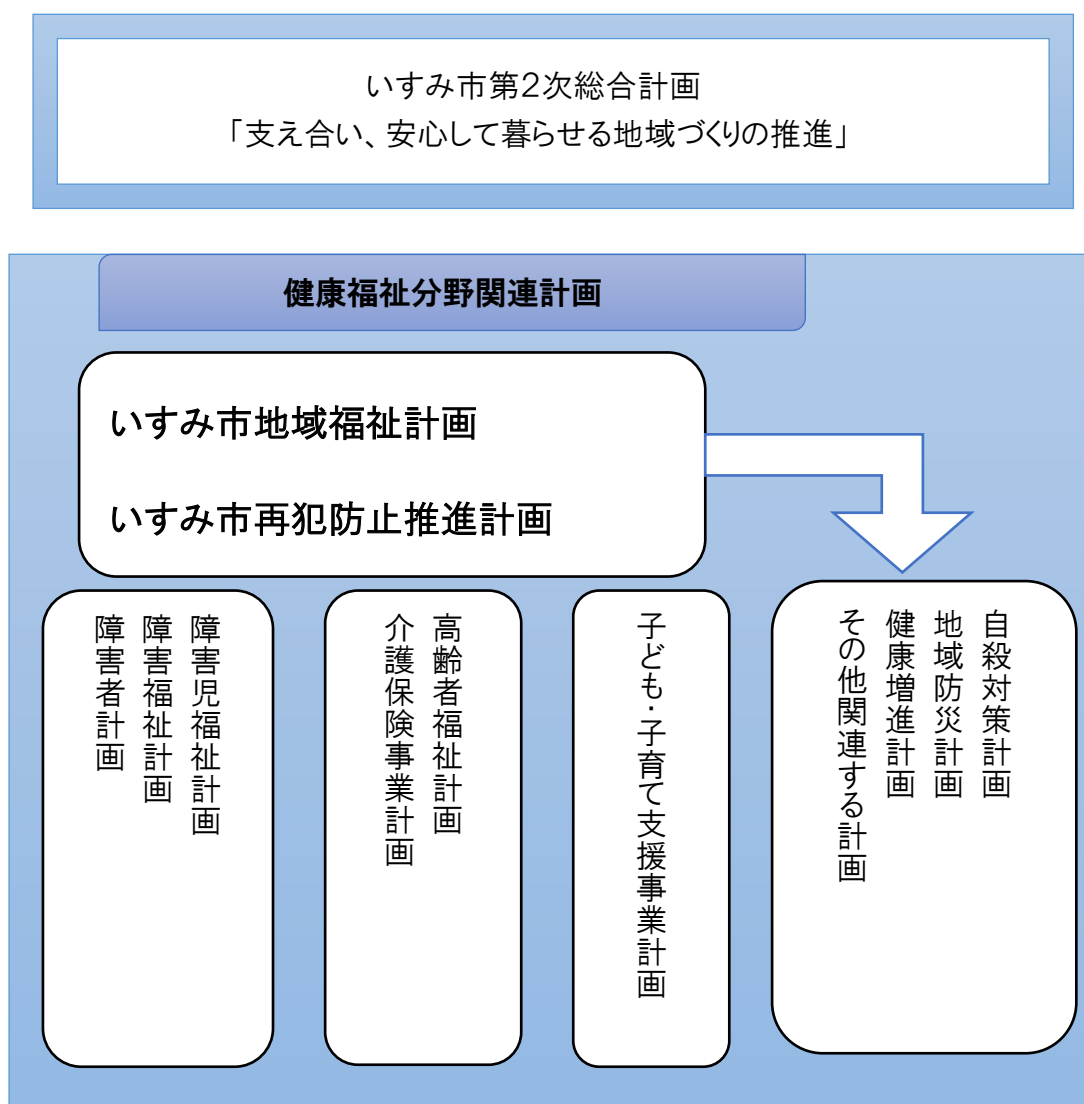
新型コロナ感染の影響により人々の生活、社会環境が大きく変化する中で、いすみ市の福祉を取り巻く現状と課題を踏まえ、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も誰もが安心して自立した日常生活を送ることができる地域共生社会の実現を目指し、これまでの地域福祉に関する取り組みを拡充するとともに、さらに発展させていくため「第4次いすみ市地域福祉計画」を策定しました。

2 計画の位置づけ

地域福祉計画は、いすみ市第2次総合計画に掲げる目標の一つである「支え合い、安心して暮らせる地域づくりの推進」を実現するための福祉分野の基盤となる計画です。

社会福祉法第107条の規定に基づき、策定される努力義務計画であり、高齢福祉、障害福祉、児童福祉など各福祉分野の個別計画の基盤となる計画として、地域の支え合い機能の強化、多様な担い手の育成・参画、住民に身近な地域での包括的な支援体制の整備などの施策の方向性を示します。

本計画は福祉に関する総合的な視点に基づくものであることから、「再犯防止推進計画」と一体的に策定します。



3 計画策定期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間を計画期間とします。

参考 社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するように努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するように努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

4 SDGs(持続可能な開発目標)の視点を踏まえた計画の推進

国際的な指針として、国連サミットで平成27年9月に SDGs(持続可能な開発目標)が採択されています。

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、「誰一人取り残さない」という理念の下、17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会共通の目標です。

本計画では、SDGsの理念を反映させ「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指して取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、1. 貧困をなくそう 3. すべての人に健康と福祉を 10. 人や国の不平等をなくそう 11. 住み続けられるまちづくりを 16. 平和と公正をすべての人に の5つの目標と考え方を取り入れることで、地域社会の実現に取り組めます。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

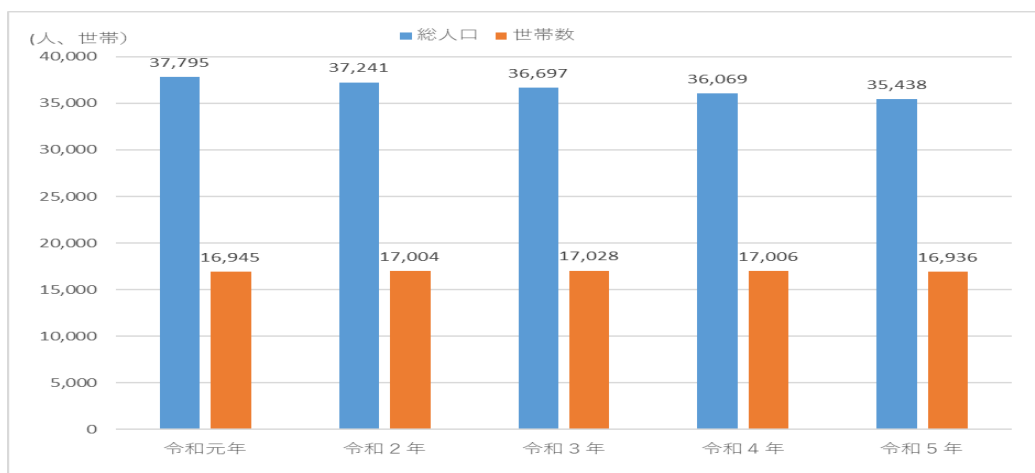
第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口動態の現状

(1) 人口及び世帯の状況

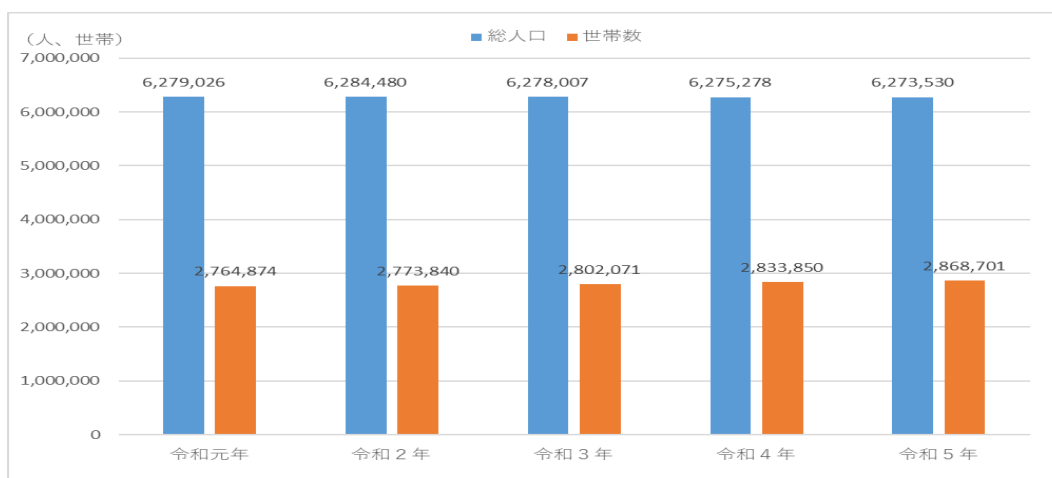
総人口は減少傾向で推移しています。令和5年と令和元年を比較すると、2,357人減少し、年間約589人の減少となっており、今後も人口減少が見込まれます。県の人口は令和2年をピークに減少傾向で推移していますが、世帯数は増加傾向であり、いすみ市の世帯数は増減を1年ごとに繰り返し減少傾向で推移しています。

図1 いすみ市の人口及び世帯数



資料：千葉県常住人口調査 各年10月1日現在

図2 千葉県の人口及び世帯数

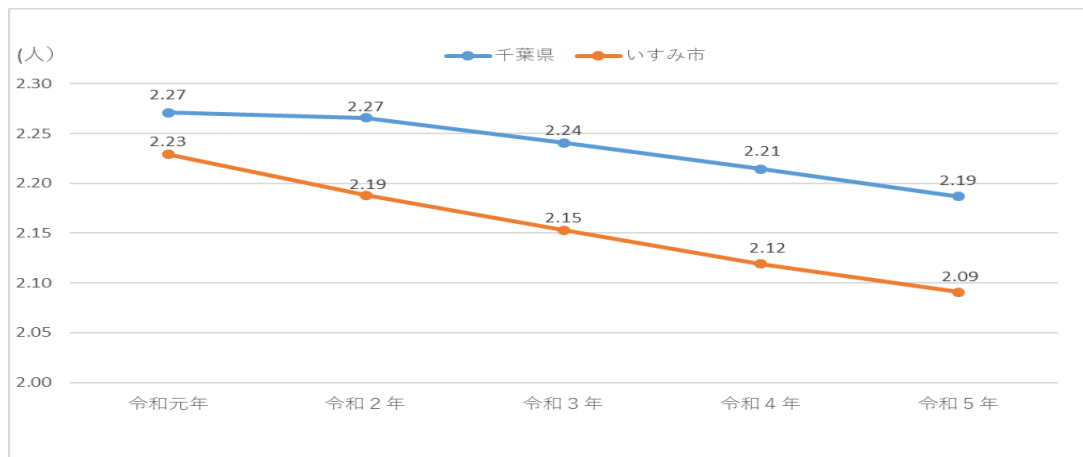


資料：千葉県常住人口調査 各年10月1日現在

(2) 世帯当たりの人数の状況

世帯当たりの人数を県と比較すると、核家族化の傾向が県を上回って進行しています。

図3 世帯当たりの人数の推移



資料:千葉県常住人口調査 各年10月1日現在

(3) 高齢化の状況

高齢化率は、令和元年は40.0%でしたが令和5年は42.5%で、比較すると2.5ポイント増加しています。前期高齢者と後期高齢者を比較すると、後期高齢者が増加傾向で推移していることから、介護サービスや医療費等の増加が見込まれます。

表1 高齢者人口・高齢化率の推移

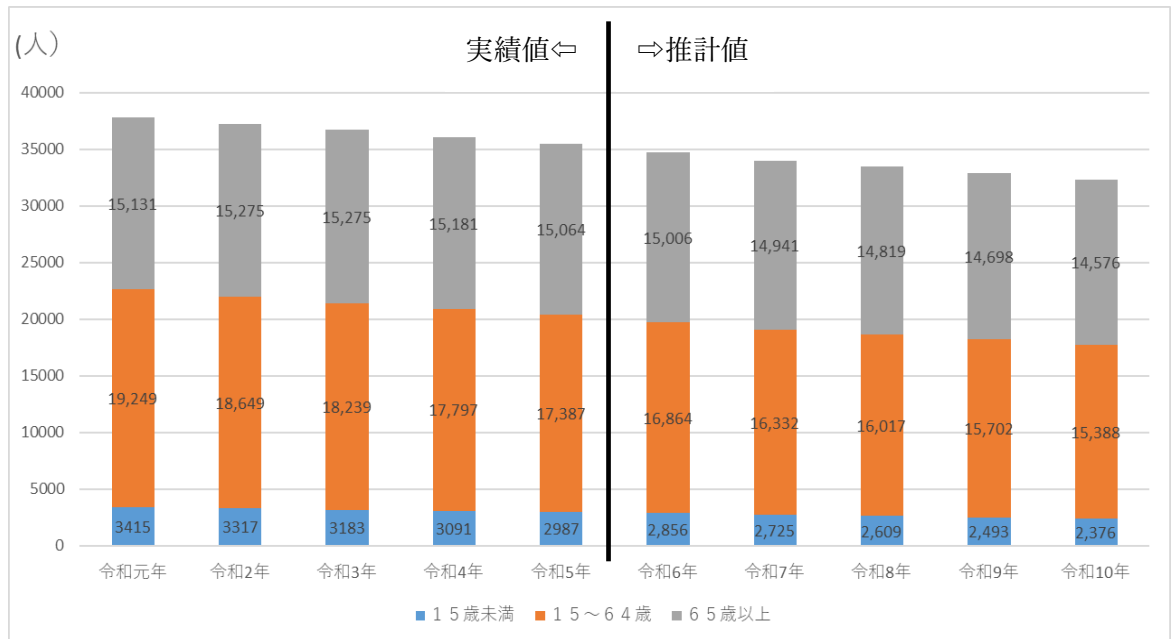
		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	人	37,795	37,241	36,697	36,069	35,438
高齢者数	人	15,131	15,275	15,275	15,181	15,064
高齢化率	%	40.0%	41.0%	41.6%	42.1%	42.5%
前期高齢者計	人	7,075	7,065	7,060	6,754	6,403
後期高齢者計	人	8,056	8,210	8,215	8,427	8,661
40～64歳	人	12,187	11,931	11,796	11,660	11,453
対人口比率	%	32.2%	32.0%	32.1%	32.3%	32.3%

資料:いすみ市住民基本台帳 各年10月1日現在

(4) 将来人口の状況

令和元年から令和5年の実績値から令和6年以降の人口を推計すると、令和6年以降も人口減少が続く見込みとなっています。

図4 人口の推計値



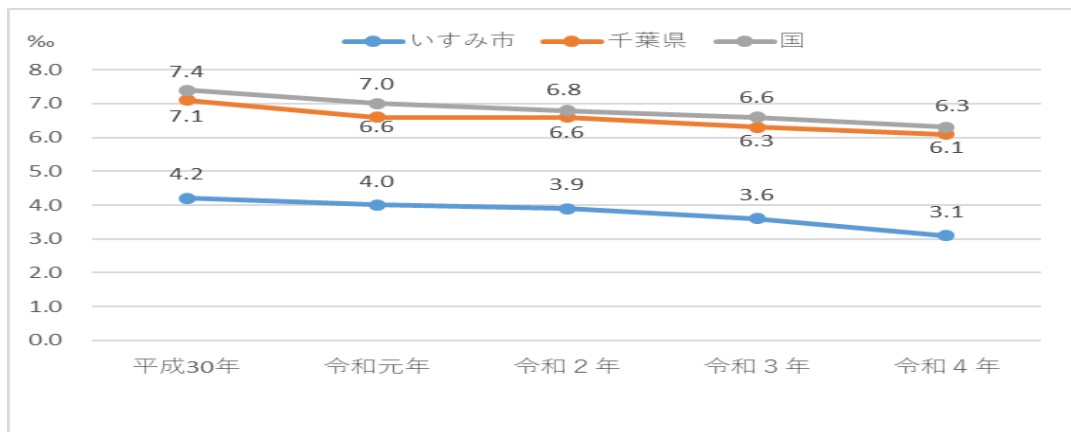
資料：令和元年から令和5年の住民基本台帳データより推計

(5) 出生率の状況

出生率(算出方法 出生数÷人口)は、国や県と比較して、低く推移しています。

令和4年の出生率は、国の6.3‰、県の6.1‰に対していすみ市は3.1‰となっています。

図5 出生率の推移



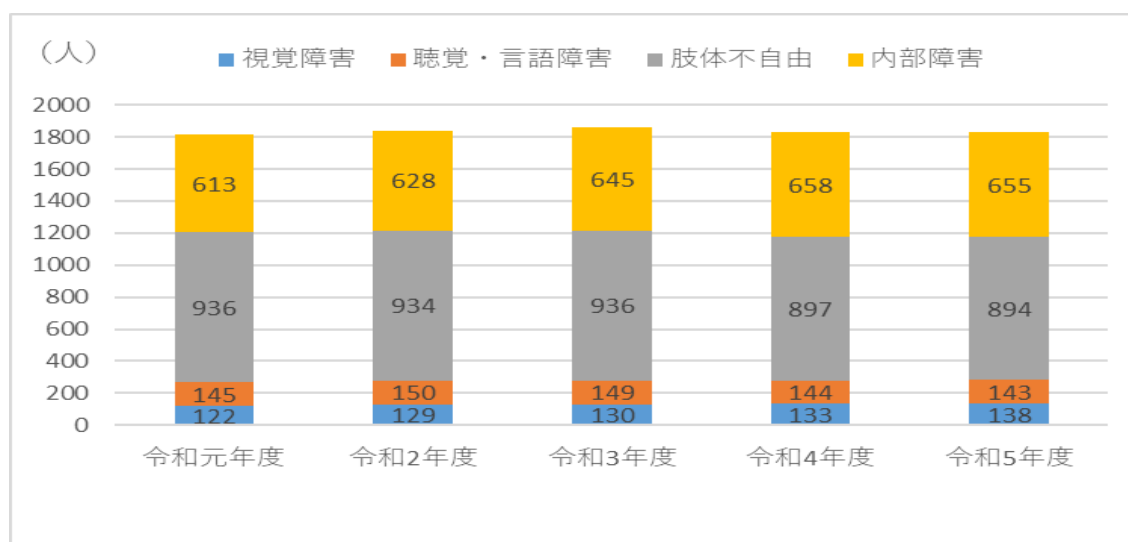
資料：千葉県保健統計情報

2 障害者関係の現状

(1) 身体障害者手帳所持者(障害の種類別)の状況

身体障害者手帳所持者は増加傾向で推移しています。内訳では肢体不自由が最も多く、令和5年度では48.8%を占めています。また、令和元年度と令和5年度を比較すると、内部障害が42人の増加と最も多くなっています。

図6 身体障害者手帳所持者数(障害の種類別)の推移



資料:市統計データ 各年4月1日現在

(2) 身体障害者手帳所持者(障害の種類・程度別)の状況

障害の程度種類別に所持者数をみると、視覚障害は1級、聴覚・言語障害6級、肢体不自由は4級、内部障害は1級がそれぞれ最も多くなっています。

表2 身体障害者手帳所持者(障害の種類・程度別)

(単位:人)

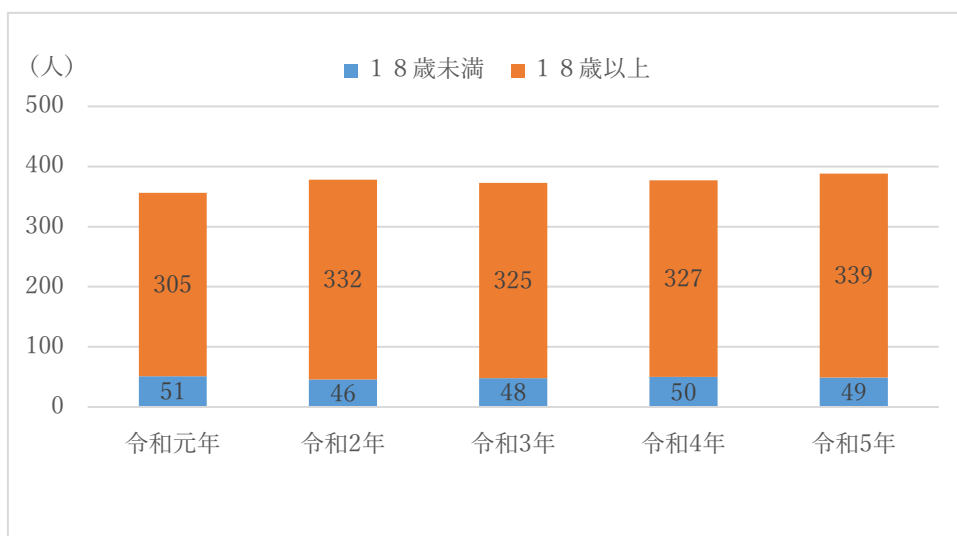
種類 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	55	41	11	9	13	9	138
聴覚・言語障害	4	23	40	30	0	46	143
肢体不自由	181	189	148	239	87	50	894
内部障害	354	9	109	183	0	0	655
合計	594	262	308	461	100	105	1830

資料:市統計データ令和5年4月1日現在

(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者は、18歳未満が横ばいで推移し、18歳以上が増加傾向で推移しています。

図7 療育手帳所持者数の推移

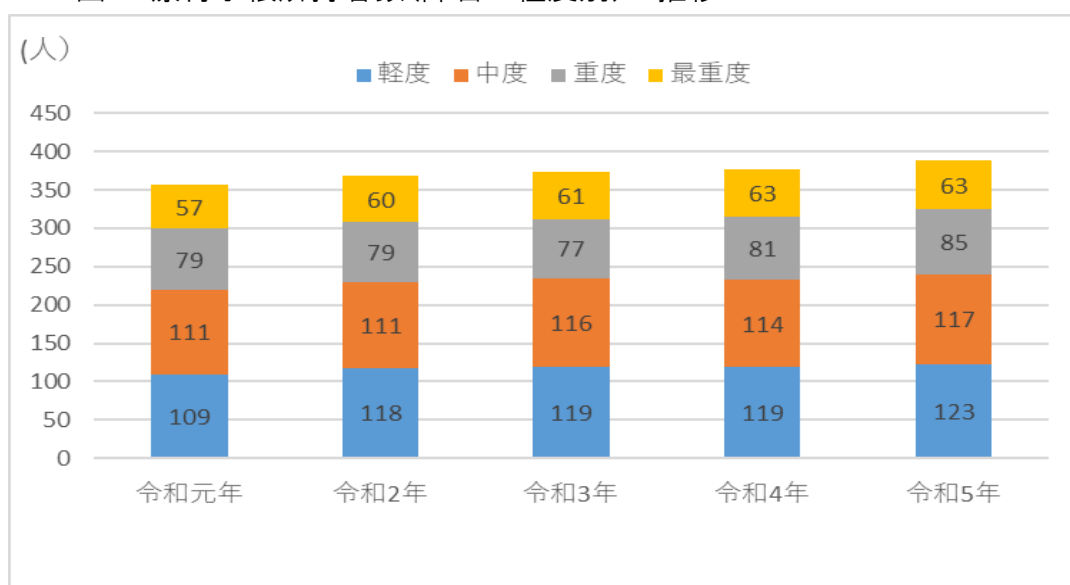


資料:いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(4) 療育手帳所持者(障害の程度別)の状況

療育手帳所持者の程度別の推移をみると、軽度は増加傾向で推移し、最重度、重度、中度は横ばいで推移しています。

図8 療育手帳所持者数(障害の程度別)の推移

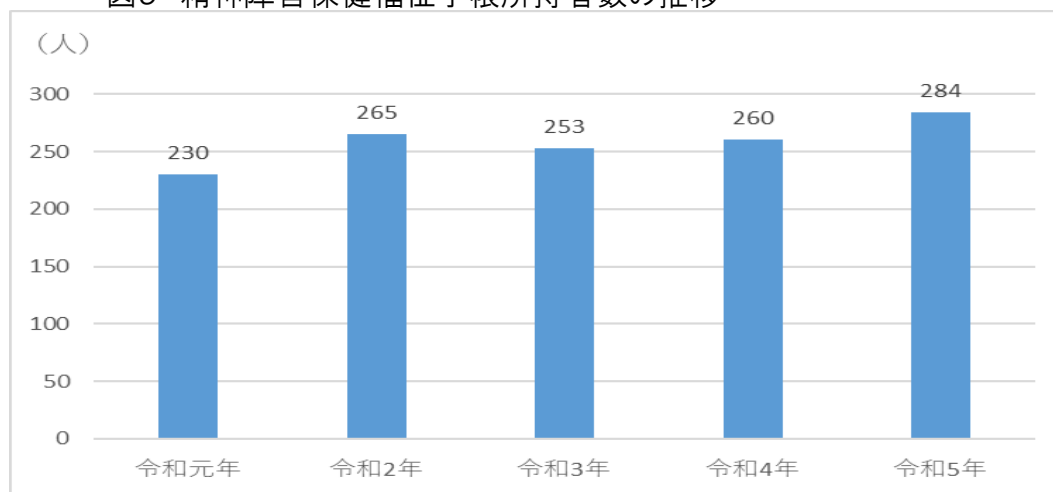


資料:いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(5) 精神障害保健福祉手帳所持者の状況

精神障害保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

図9 精神障害保健福祉手帳所持者数の推移



資料:いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(6) 精神障害保健福祉手帳所持者(障害の程度別)の状況

精神障害保健福祉手帳所持者数(障害の程度別)は、1級は横ばいで推移していますが、2級、3級は増加傾向となっています。

図10 精神障害保健福祉手帳所持者数(障害の程度別)の推移



資料:いすみ市統計データ 各年4月1日現在

(7) 難病患者等の状況

特定疾患・指定難病者は、令和元年度から増加傾向で推移しています。

小児慢性特定疾患者は、減少傾向で推移しています。

表3 難病患者数の推移

(単位:人)

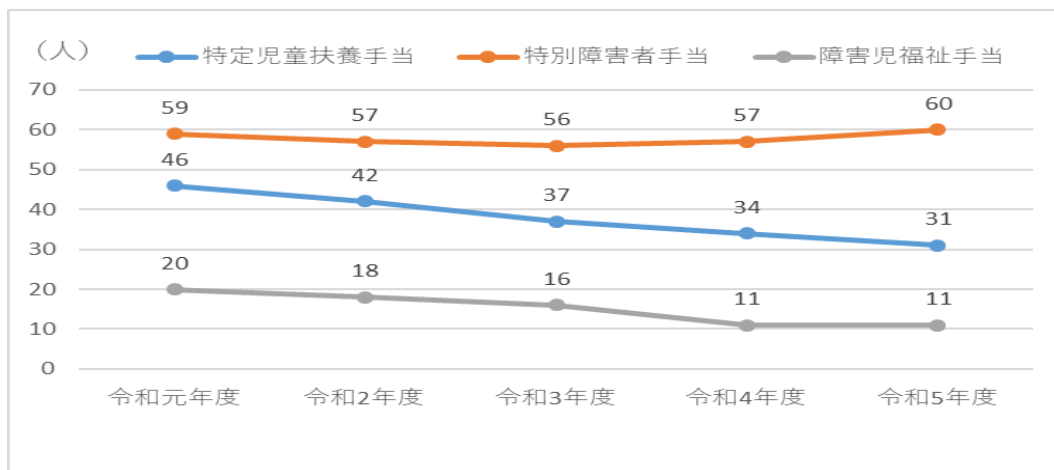
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定疾患・指定難病	327	345	382	356	366
少児慢性特定疾患	10	8	10	8	5
先天性血液凝固因子欠乏症等	1	2	2	2	2

資料:千葉県夷隅健康福祉センター

(8) 各種手当の状況

特別児童扶養手当、障害児福祉手当は、減少傾向で推移しています。特別障害者手当は、ほぼ横ばいで推移しています。

図11 各種手当の支給状況



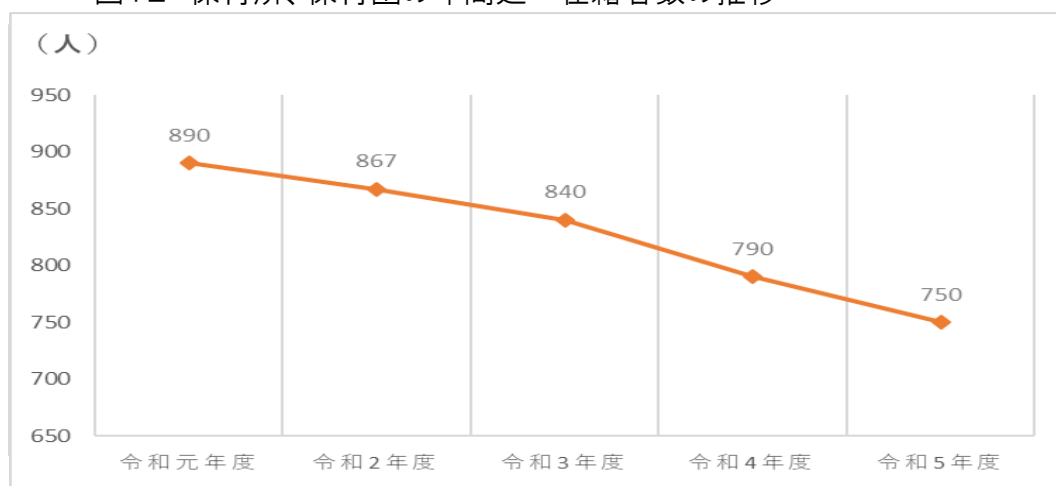
資料:市の統計データ

3 児童・学童の現状

(1) 園児(保育所、保育園)の状況

園児数(保育所、保育園)は、減少傾向で推移しており、令和5年度は750人となっています。

図12 保育所、保育園の年間延べ在籍者数の推移



資料:市の統計データ

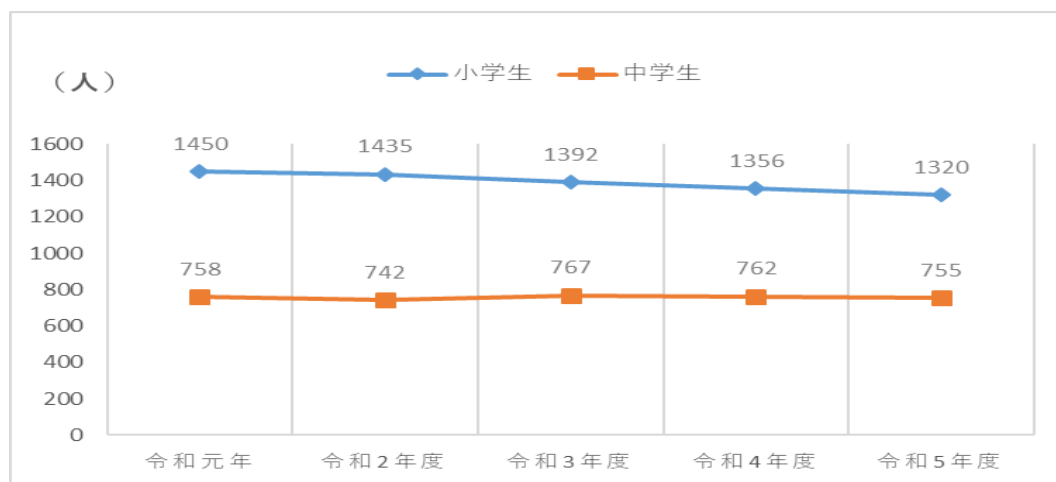
(2) 児童・生徒の状況

小学生の児童数は、令和元年度から令和5年度から減少傾向で推移しています。

令和元年度から令和5年度を比較すると130人の減少となっています。

中学生の生徒数は、ほぼ横ばいで推移しています。

図13 児童・生徒数の推移



資料:市の統計データ

(3) 放課後児童クラブ数・利用者の状況

令和元年度から令和2年度にかけてコロナ禍の影響で大幅に児童・生徒数が減少しましたが、令和2年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

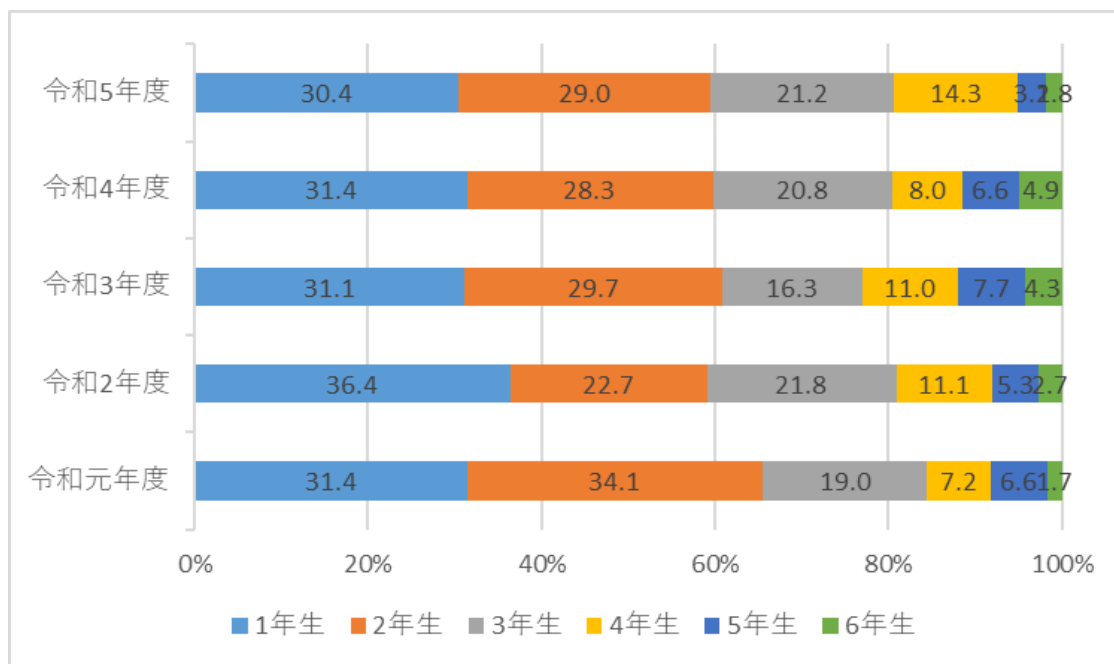
表4 児童・生徒数の推移

(単位:人)

年度	クラブ数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
令和元年度	11	91	99	55	21	19	5	290
令和2年度	11	82	51	49	25	12	6	225
令和3年度	11	65	62	34	23	16	9	209
令和4年度	11	71	64	47	18	15	11	226
令和5年度	11	66	63	46	31	7	4	217

資料:市の統計データ

図14 放課後児童クラブ利用者数の構成



資料:市の統計データ

(4) 地域子育て支援センター数・年間利用者数の状況

令和2年度からコロナ禍の影響で閉館していた時期があり、利用者数が大幅に減少しましたが、令和3年度以降は増加傾向で推移しています。

表5 地域子育て支援センター数・年間利用者数の推移 (単位:か所・人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援センター箇所	3	3	3	3	3
利用者数	11,159	5,759	5,651	7,281	8,764
施設当たりの平均利用者数	3,720	1,920	1,884	2,427	2,921

資料:市の統計データ

(5) 各種手当の受給状況

児童手当、児童扶養手当の受給者は減少傾向で推移しています。

表6 各種手当の受給状況の推移

			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	受給者数	人	1,870	1,805	1,732	1,629	1,567
	対象児童数	人	3,191	3,079	2,972	2,781	2,665
	受給率	%	58.6	58.6	58.3	58.6	58.8
児童扶養手当	受給者数	人	242	242	221	213	192
	対象児童数	人	357	352	330	327	284
	受給率	%	67.8	68.8	67.0	65.1	67.6

資料:市の統計データ

(6) 家庭児童相談の状況

虐待や虐待疑い、DV、要支援家庭などの相談・支援は増加と減少を繰り返していますが、令和5年度末現在の虐待や虐待疑い、DV、要支援家庭などの相談・支援は 33人と約5割減少となっています。

表7 家庭児童相談対象児童の推移 (単位:人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談対象児童数	52	69	59	64	33

※令和元年から解決し見守りしていた件数は除く

資料:市の統計データ

4 保健事業関係の現状

(1) 各種健診事業の状況

各種健診(検診)の受診率をみると、目標となる受診率を達成していない検診も多くみられます。

表8 各種健診(検診)受診者の推移

(単位:人)

		令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①特定健康診査	対象者数	8,594	8,499	8,335	7,829	7,344
	受診者数	3,249	2,479	2,667	2,936	2,871
	受診率 (%)	37.8%	29.2%	32.0%	37.5%	39.1%
特定保健指導	対象者数	521	412	488	520	468
	受診者数	111	71	66	66	66
	受診率 (%)	21.3%	17.2%	13.5%	12.7%	14.1%
②後期高齢者健康診査	対象者数	7,193	7,394	7,472	7,615	7,883
	受診者数	1,189	1,063	1,034	1,596	1,854
	受診率 (%)	16.5%	14.4%	13.8%	21.0%	23.5%
③生活習慣病予防検査	対象者数	291	273	248	253	325
	受診者数	163	159	108	147	96
	受診率 (%)	56.0%	58.2%	43.5%	58.1%	29.5%
④肝炎・ウイルス検診 (B/C型)	対象者数	5,312	864	735	5,115	4,890
	受診者数	927	245	358	410	380
	受診率 (%)	17.5%	28.4%	48.7%	8.0%	7.8%
⑤前立腺がん検診	対象者数	1,887	1,953	1,672	1,953	2,001
	受診者数	1,803	1,463	1,553	1,912	1,984
	受診率 (%)	95.5%	74.9%	92.9%	97.9%	99.2%
⑥大腸がん検診	対象者数	27,311	27,311	26,762	26,718	26,789
	受診者数	4,043	3,399	3,132	3,425	3,407
	受診率 (%)	14.8%	12.4%	11.7%	12.8%	12.7%
⑦子宮頸がん検診	対象者数	16,947	16,663	16,331	16,115	16,067
	受診者数	2,441	1,829	1,282	1,105	1,119
	受診率 (%)	14.4%	11.0%	7.9%	6.9%	7.0%
⑧乳がん検診	対象者数	14,344	14,249	13,931	15,150	15,112
	受診者数	3,628	843	3,379	2,154	2,107
	受診率 (%)	25.3%	5.9%	24.3%	14.2%	13.9%
⑨胃がん検診	対象者数	27,311	27,311	26,762	26,718	26,789
	受診者数	1,878	957	1,040	1,086	938
	受診率 (%)	6.9%	3.5%	3.9%	4.1%	3.5%
⑩結核・肺がん検診	対象者数	27,311	27,311	26,762	26,718	26,789
	受診者数	3,202	2,668	2,669	2,753	2,710
	受診率 (%)	11.7%	9.8%	10.0%	10.3%	10.1%

(2) 健康教室・介護予防教室実施状況

運動、食事などの指導を通して、健康増進や介護予防を目標に実施しています。

表9 健康教室・介護予防教室参加者の推移

(単位:人)

		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
①健康体力づくり教室	参加人数	19			27	7
	延べ参加人数	254			176	50
②まると介護予防教室	参加人数	7	20	20	40	60
	延べ参加人数	67	77	201	221	341
③住民主体の介護予防活動	参加団体数	10	8	10	12	17
	延べ参加人数	1,360	960	1,061	2,951	4,563
④出前介護予防教室	参加団体数	20	6	3	5	8
	延べ実施回数	34	15	5	6	8
	延べ参加人数	751	233	61	107	133

(3) 母子保健事業の状況

母子保健事業の健診では任意受診の9～11か月児健診以外では92%以上の受診率です。ひよこ(離乳食)教室は令和元年度で終了しています。

表10 乳幼児健診の受診状況

(単位:人)

		令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①乳児健康診査	対象者数	151	146	139	141	149
	受診者数	143	138	118	116	113
	受診率(%)	94.7%	94.5%	84.9%	82.3%	75.8%
②9～11か月児健康診査	対象者数	196	150	148	138	153
	受診者数	137	111	115	93	96
	受診率(%)	69.9%	74.0%	77.7%	67.4%	62.7%
③1歳6か月児健康診査	対象者数	201	135	156	136	156
	受診者数	186	128	154	131	155
	受診率(%)	92.5%	94.8%	98.7%	96.3%	99.4%
④3歳児健康診査	対象者数	200	183	141	181	171
	受診者数	189	173	134	175	170
	受診率(%)	94.5%	94.5%	95.0%	96.7%	99.4%

表11 母子保健事業の利用状況

(単位:人)

		令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①産後ケア事業	参加人数	422	376	541	476	430
②ひよこ（離乳食）教室	参加人数	114				
③かるがも（乳幼児発達）相談	参加人数	109	96	129	127	108
④個別健康相談	参加人数	375	318	277	167	373
⑤ピッコリーノ教室（乳児診断）	参加人数			83	61	63

5 福祉活動関係の状況

(1) 民生委員・児童委員の相談・支援の状況

相談・支援件数を分野別にみると、毎年「高齢者に関すること」が最も多くなっています。民生委員児童委員の現員数は、107 人となっています。

表12 民生委員・児童委員の相談・支援件数の推移 (単位:回)

区分		項目	令和元年	令和２年	令和３年	令和4年	令和５年
相談・支援件数	内 容 別	在宅福祉	123	122	108	146	220
		介護福祉	100	94	86	153	77
		健康・保健医療	116	184	120	106	167
		子育て・母子保健	8	8	4	8	5
		子どもの地域生活	13	9	16	9	6
		子どもの教育・学校生活	41	51	60	54	60
		生活費	62	61	26	42	35
		年金・保険	1	11	7	33	16
		仕事	3	6	6	12	6
		家族関係	40	36	35	65	53
		住居	57	19	42	19	15
		生活環境	117	65	96	58	56
		日常的な支援	287	277	443	344	360
		その他	370	698	619	648	251
		計	1338	1641	1668	1697	1327
	分 野 別	高齢者に関すること	949	1311	1175	1094	1000
		障害者に関すること	86	41	30	54	78
		子供に関すること	98	75	112	146	125
		その他	205	314	351	403	124
		計	1338	1741	1668	1697	1327
	一人平均（年間）支援件数		13	16	16	16	12
その他の活動	件 数	調査・実態把握	4812	6623	5380	4971	4907
		行事・事業・会議の参加・協力	1321	785	655	936	1180
		地域福祉活動・自主活動	1639	1429	1776	1408	1025
		民児協運営・研修	1648	1199	1200	1688	1353
		証明事務	309	132	165	164	194
		要保護児童の発見の通告・仲介	71	9	3	5	3
訪問回数		訪問・連絡活動	11459	10057	9233	9583	8813
		その他	5890	5557	5417	5533	5059
連絡調整回数		委員相互	1326	1049	1187	1197	1000
		その他の関係機関	1337	1182	1403	1356	1207
総活動日数			10313	8959	9517	9699	9384
一人平均（年間）活動日数			96	84	89	91	88

(2) 生活保護の状況

いすみ市の生活保護の世帯数は増加傾向で推移し、人員は令和4年度減少しましたが、令和元年度から令和3年度までは増加しています。世帯数、人員ともに増加傾向で推移しています。

県では、世帯数・人員とも増加傾向で推移しています。国では世帯数は、ほぼ横ばいで推移していますが人員は減少傾向となっています。

表13 生活保護の世帯数・人員の推移

		平成30年	令和元年度	30-元 伸び率	令和2年度	元-2 伸び率	令和3年度	2-3 伸び率	令和4年度	3-4 伸び率
いすみ市	世帯	292	313	1.072	322	1.029	339	1.053	335	0.988
	人員	339	364	1.074	374	1.027	395	1.056	383	0.970
千葉県	世帯	67,426	68,532	1.016	69,767	1.018	71,546	1.025	72,614	1.015
	人員	86,023	86,707	1.008	87,392	1.008	88,665	1.015	89,532	1.010
全国	世帯	1,635,280	1,634,353	0.999	1,634,584	1.000	1,638,788	1.003	1,637,490	0.999
	人員	2,103,666	2,081,339	0.989	2,059,536	0.990	2,043,424	0.992	2,023,665	0.990

資料：市統計データ(各年 4 月現在)

県統計データ(各年 4 月現在)

全国「厚生労働省 社会福祉行政事業報告(1 カ月平均) (各年 4 月現在)

(3) ボランティアの状況

令和5年度末現在のボランティア数は 1,065 人となっています。

表14 ボランティア登録及び活動

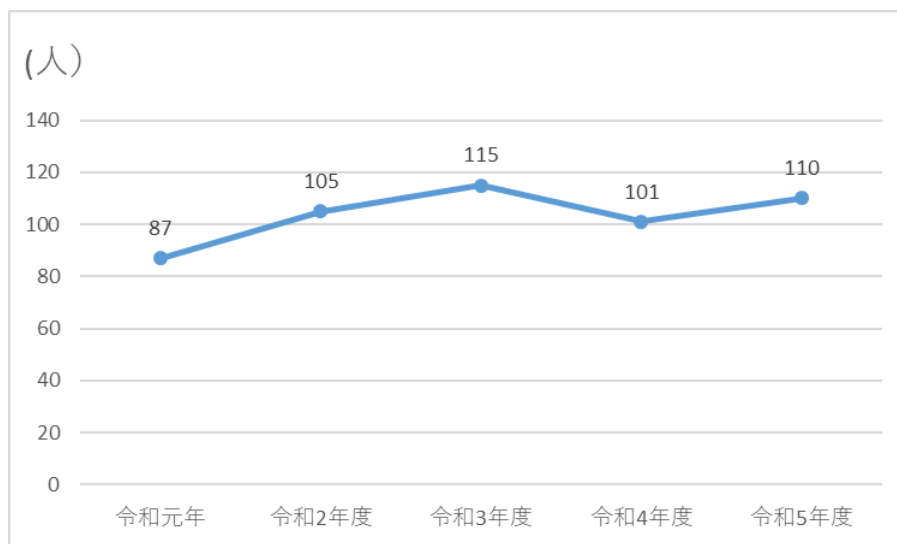
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数	43	41	39	38	36
登録会員数 (個人登録含む)	1,964	1,481	1,311	1,066	1,065
年間活動延人数	17,146	3,193	4,393	4,881	5,792

資料：社会福祉協議会(各年度 3 月末現在)

(4) シルバー人材センター会員の状況

シルバー人材センター会員数は、増加傾向で推移しています。

図 15 シルバー人材センター会員数の推移

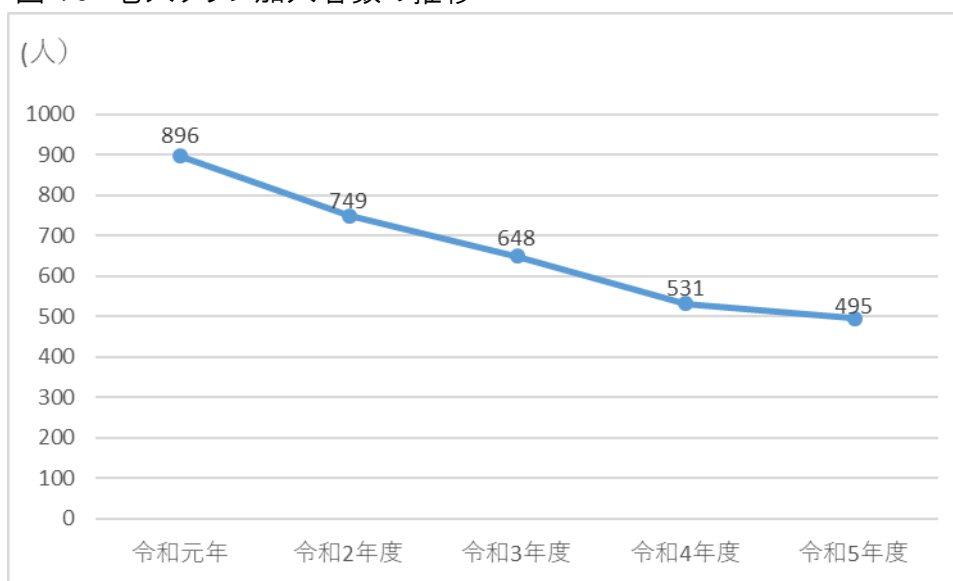


資料:社会福祉協議会(各年度3月末現在)

(5) 老人クラブ加入者の状況

老人クラブ加入者数は、減少傾向で推移しています。

図 16 老人クラブ加入者数の推移



資料:社会福祉協議会(各年度3月末現在)

6 市民アンケート調査結果

市民の地域生活や地域福祉活動の実態、福祉に関する意識等について把握するため、次のとおりアンケート調査を実施しました。

(1) 調査の概要

ア 調査対象 18歳以上の市民1,500人(住民基本台帳から無作為抽出)

イ 調査期間 令和6年(2024年)9月1日～令和6年9月30日

ウ 調査方法 郵送で配布、回答は郵送回収又はインターネット回答

エ 回収状況

- ・配布数 1,500件
- ・有効回収数 574件
(郵送回収数 409 件、インターネット回答 165 件)
- ・回収率 38.3%

(2) 調査結果(抜粋)

① 生活の悩みや不安

自身や家族について、日々の生活でどのような悩みや不安を感じるか尋ねたところ、「老後のこと」が最も多く、以下、「健康のこと」、「経済的なこと」、「災害時のこと(備えや避難など)」などとなっています。

年代別にみると、上位回答の構成及び序列は共通している中で、「老後のこと」及び「健康のこと」の回答割合は、年代が上がるにつれて高くなっています。

図 17 生活の悩みや不安

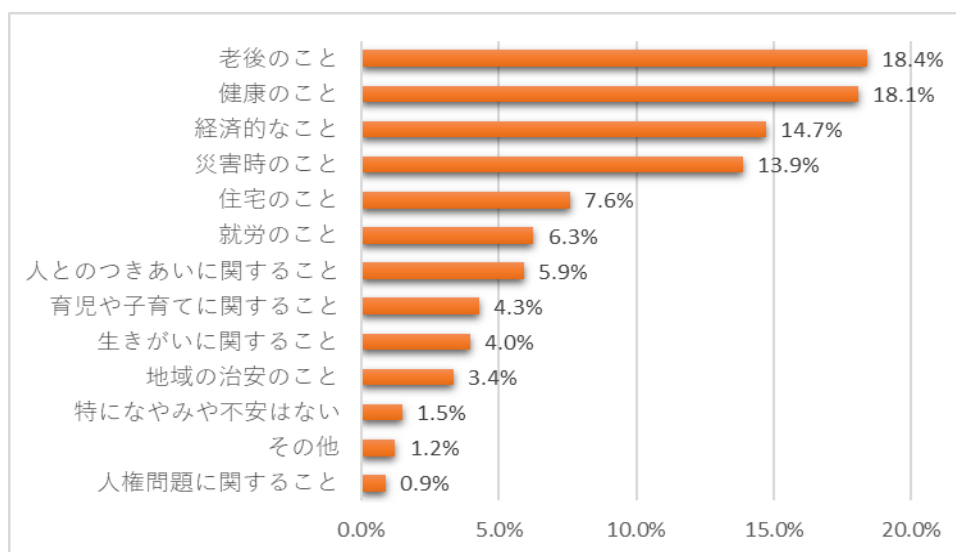


表15 生活の悩みや不安（年代別集計(上位回答)）

	老後のこと	健康のこと	経済的なこと	災害時のこと	住宅のこと	就労のこと	人とのつきあいに 関すること	育児や子育てに 関すること	生きがいに 関すること
18～29歳 (n=36)	30.6%	33.3%	66.7%	44.4%	16.7%	44.4%	33.3%	25.0%	30.6%
30～39歳 (n=61)	50.8%	45.9%	59.0%	45.9%	26.2%	34.4%	29.5%	37.7%	23.0%
40～49歳 (n=112)	55.4%	56.3%	50.9%	48.2%	22.3%	25.9%	21.4%	33.9%	12.5%
50～59歳 (n=136)	80.1%	67.6%	61.0%	44.1%	30.9%	25.0%	21.3%	6.6%	12.5%
60～69歳 (n=211)	65.4%	70.6%	39.3%	49.3%	26.5%	10.4%	15.6%	1.9%	10.0%
70歳以上 (n=18)	61.1%	66.7%	38.9%	61.1%	22.2%	5.6%	0.0%	5.6%	5.6%

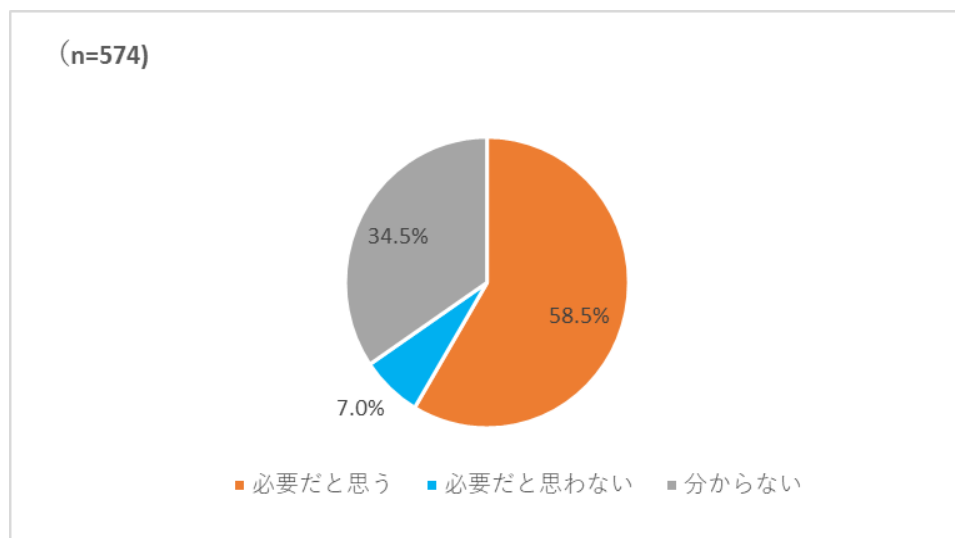
② 地域の問題や課題

住んでいる地域の問題や課題については、「交通の不便さ」が最も多く、以下、「高齢者が安心して暮らせる環境」、「自然環境、ごみや道路などの生活環境」、「地域の防犯・防災など安全面」、「子どもが安心して暮らせる環境」となっています。

②-1 問題や課題解決に向けた住民同士の助け合いの必要性について

地域の問題や課題の解決に向け、住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思うか尋ねたところ、「必要だと思う」が 58.5%、「必要だと思わない」が 7.0%となっています。

図 18 住民同士の助け合いの必要性



②-2 住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思うと回答した336人に、具体的に必要だと思うことを尋ねたところ、「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も多く、以下「町内会等の地域組織が中心となって住民相互の交流活動を進めること」、「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」、「自ら進んで日頃から住民相互のつながりを持つよう心がけること」、「仕事を持つ人も、退職者も地域の活動に積極的に参加すること」などとなっています。

②-3 住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思うと回答した336人に、地域において自主的な支え合い・助け合いが行えると思う範囲について尋ねたところ、「自分の家の近所」が33%で最も多く、以下、「お住まいの地域」が24%、「町内会等の地域組織」が19%、「いすみ市全域」が17%などとなっています。

②-4 住民同士の自主的な支え合いや助け合いが必要だと思わないと回答した40人に、その理由を尋ねたところ、「個々の生活は一人ひとりの責任、自覚の問題だから」が最も多く、以下、「地域社会の課題は、行政が全面的に対応すべきであるから」、「友人・知人との結びつきがあれば十分であるから」、「他人とのかかわりを持たなくても生活が可能だから」などとなっています。

③ 近所付き合いの程度

近所づきあいを尋ねたところ、「会えばあいさつする程度」が34.8%で最も多く、以下、「わりと親しくつきあっている」が25.3%、「町内会等の地域組織や隣近所の行事の時だけつきあう」が15.3%、「つきあいはしているがそれほど親しくない」が14.6%、「とても親しくつきあっている」が3.1%、「つきあいはほとんどない」が6.8%となっています。

年代別にみると、「わりと親しくつきあっている」の回答割合は「50～49歳」で最も低く、「70歳以上」で最も高くなっています。

また、「会えばあいさつする程度」の回答割合は年代が下がるにつれて高くなっています。

図 19 近所付き合いの程度

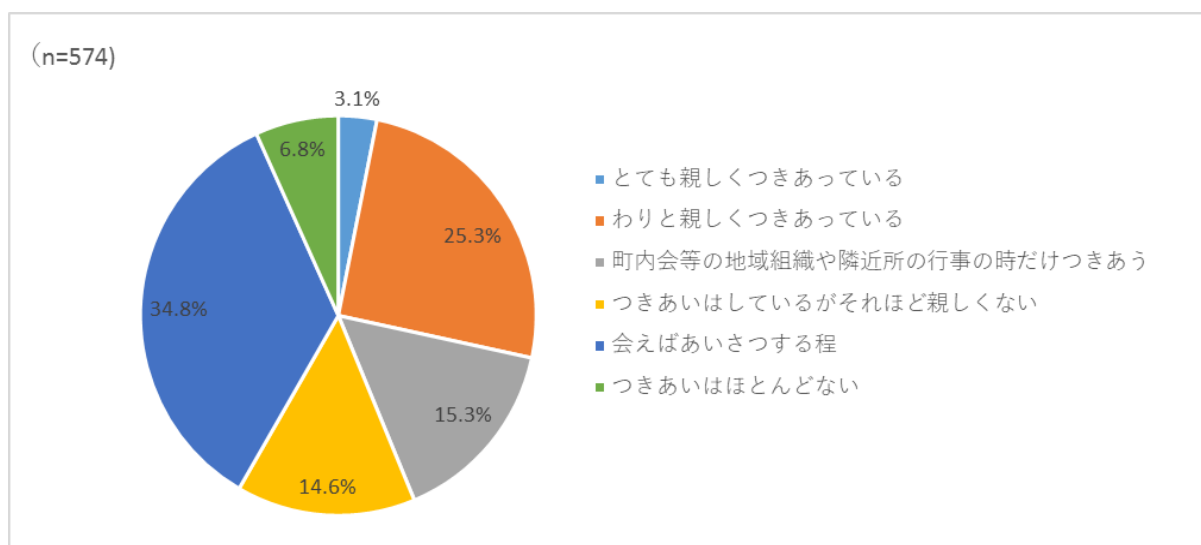
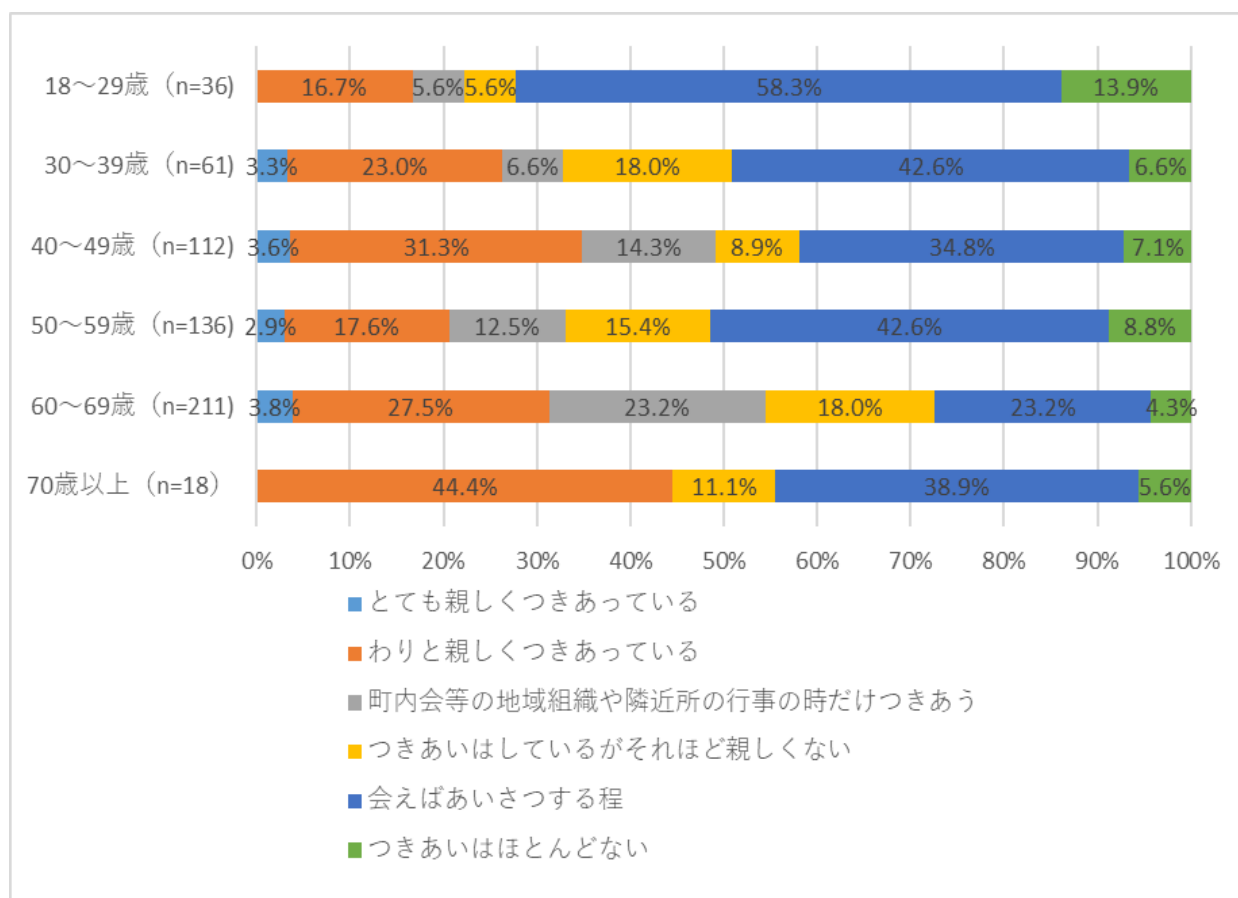


図 20 近所付き合いの程度 (年代別集計 (上位回答))

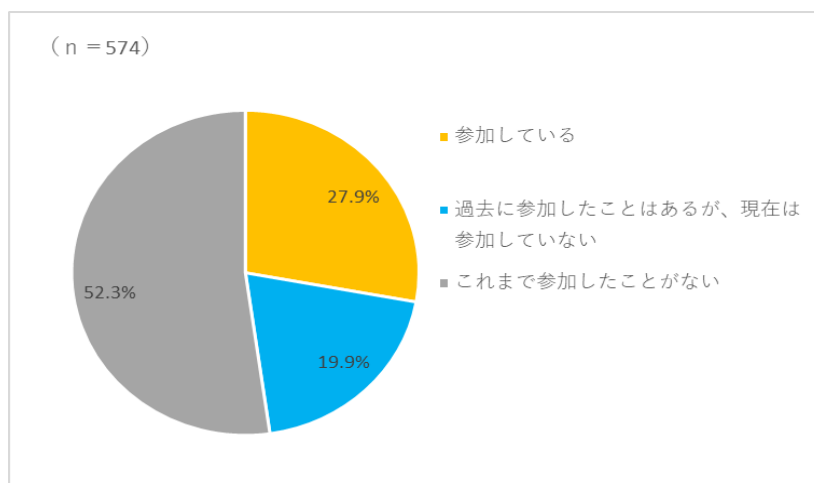


④ 地域活動への参加

地域活動への参加経験については、「参加している」が27.9%、「過去に参加したことはあるが、現在は参加していない」が19.9%となっています。

一方、52.3%は「これまで参加したことがない」と回答しています。

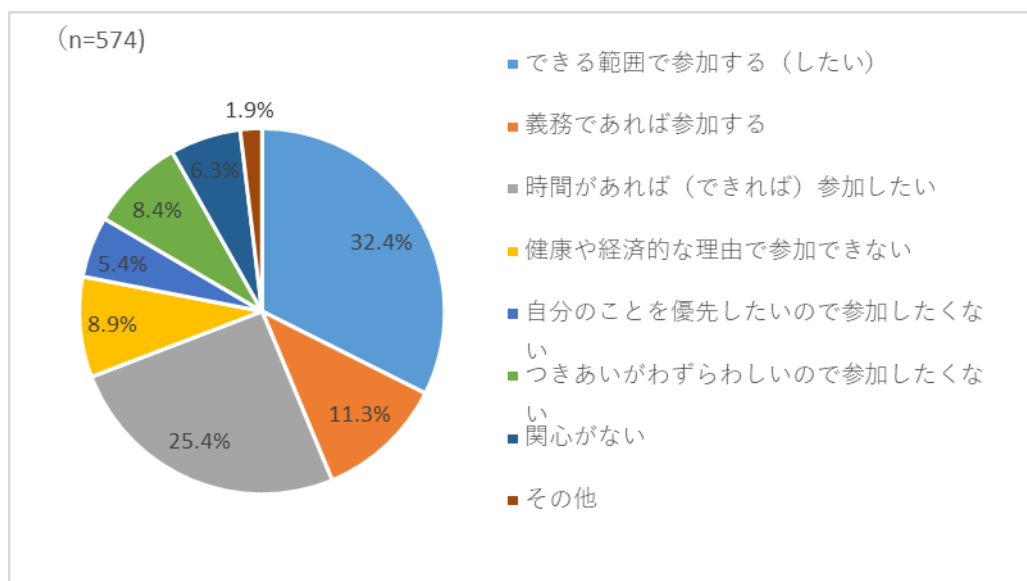
図 21 地域活動への参加状況



④-1 地域活動の参加についての考え方

地域活動に参加することへの考え方については、「できる範囲で参加する(したい)」が32.4%で最も多く、以下、「時間があれば(できれば)参加したい」が25.4%、「義務であれば参加する」が11.3%、「健康や経済的な理由で参加できない」が8.9%、「つきあいがわずらわしいので参加したくない」が8.4%となっています。

図 22 地域活動に関する考え方



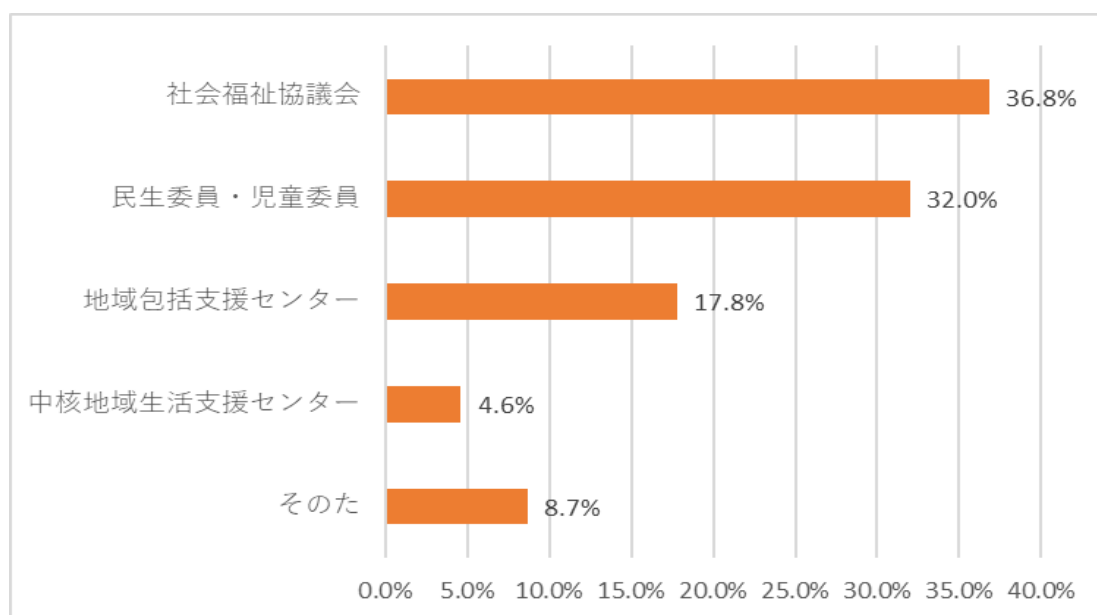
④-2 地域活動に対する期待

地域活動に期待することを尋ねたところ、「緊急事態が起きたときの対応」が最も多く、以下、「困っている人への具体的な支援活動」、「祭りや運動会などの住民同士の交流イベントの提供」、「地域内における決まりごと(ルール)の徹底」、「市役所や社会福祉協議会との連絡調整」などとなっています。

⑤ 福祉に関する地域活動団体、施設について

福祉に関する地域活動の団体や拠点施設の認知度については、「社会福祉協議会」が36.8%で最も多く、以下、「民生委員・児童委員」が32.0%、「地域包括支援センター」が17.8%、「中核地域生活支援センター」が4.6%などとなっています。

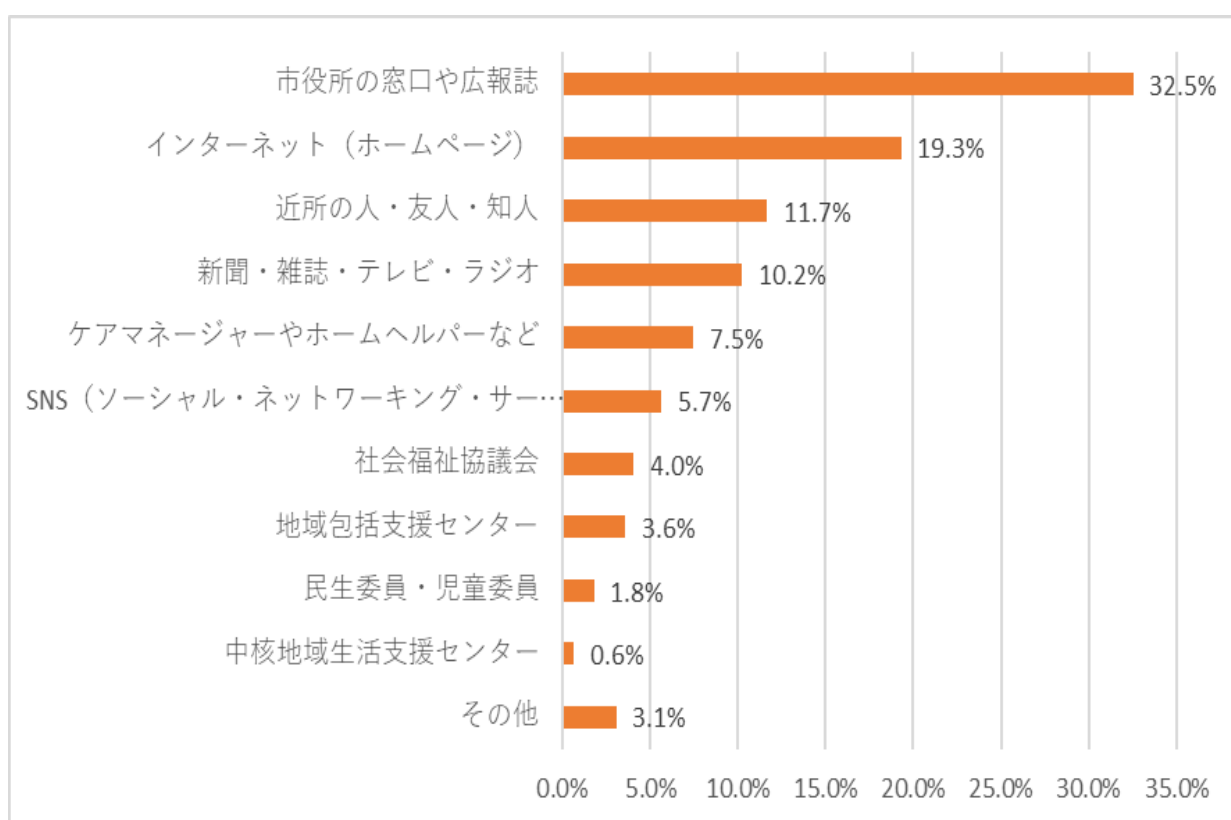
図 23 福祉に関する団体施設の認知



⑥-1 福祉サービスに関する情報の入手方法

福祉サービスに関する情報の入手方法を尋ねたところ、「市役所の窓口や広報誌」が32.5%で最も多く、以下、「インターネット(ホームページ)」が19.3%、「近所の人・友人・知人」が11.7%、「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ」が10.2%、「ケアマネージャーやホームヘルパーなど」が7.5%となっています。

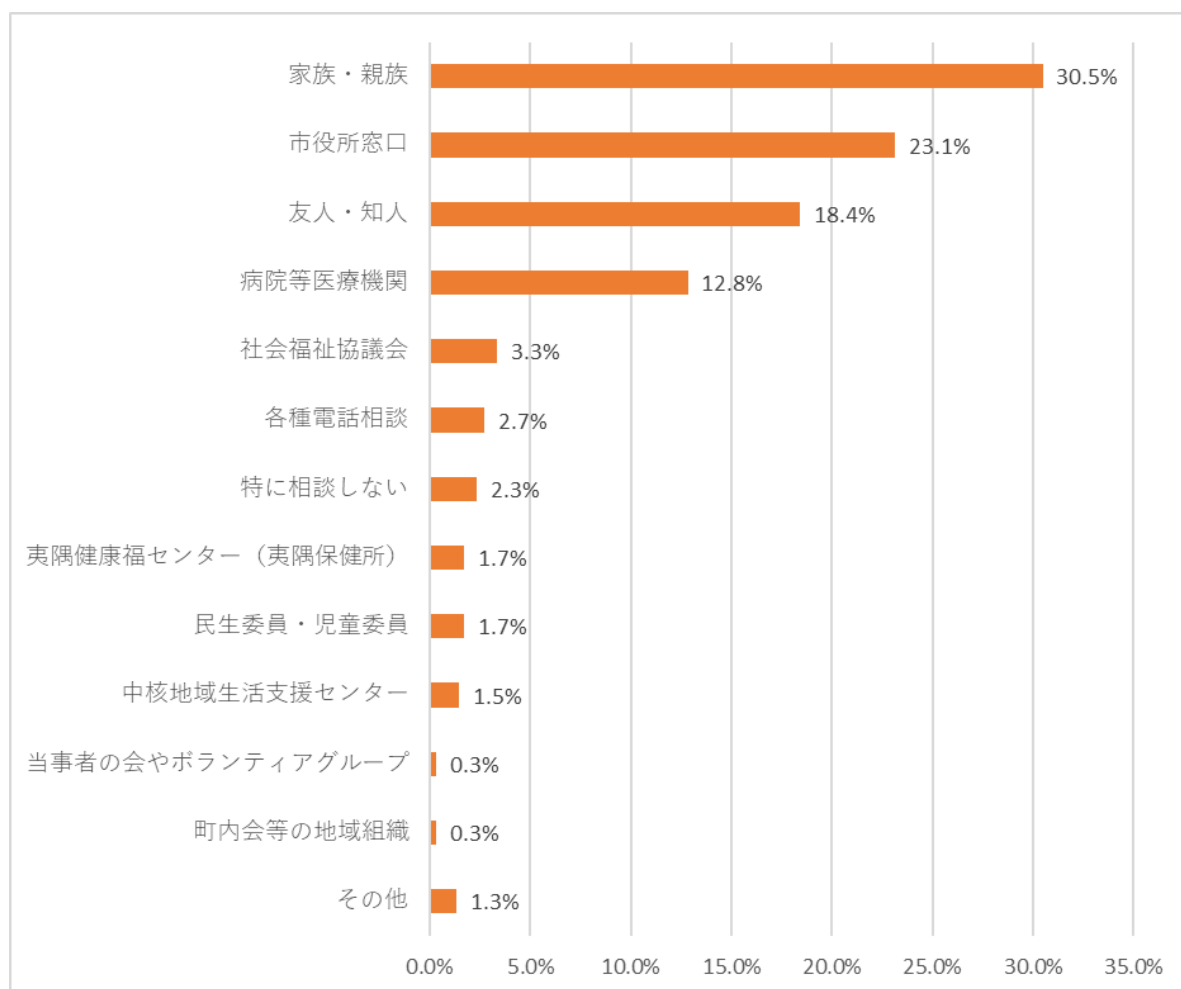
図 24 福祉サービスの情報入手方法



⑥-2 福祉に関する困りごとの相談先

福祉に関する困りごとの相談相手を探ねたところ、「家族・親族」が30.5%で最も多く、以下、「市役所窓口」が23.1%、「友人・知人」が18.4%、「病院等医療機関」が12.8%、「社会福祉協議会」が3.3%などとなっています。

図 25 福祉に関する困りごとの相談先



⑥-3 福祉サービスの利用意向について

自身や家族に福祉サービスが必要になったら利用したいか尋ねたところ、「利用する（している）」が64%で最も多く、以下、「少し抵抗はあるが、利用する」が22%、「わからない」が13%、「利用しない」が1%となっています。

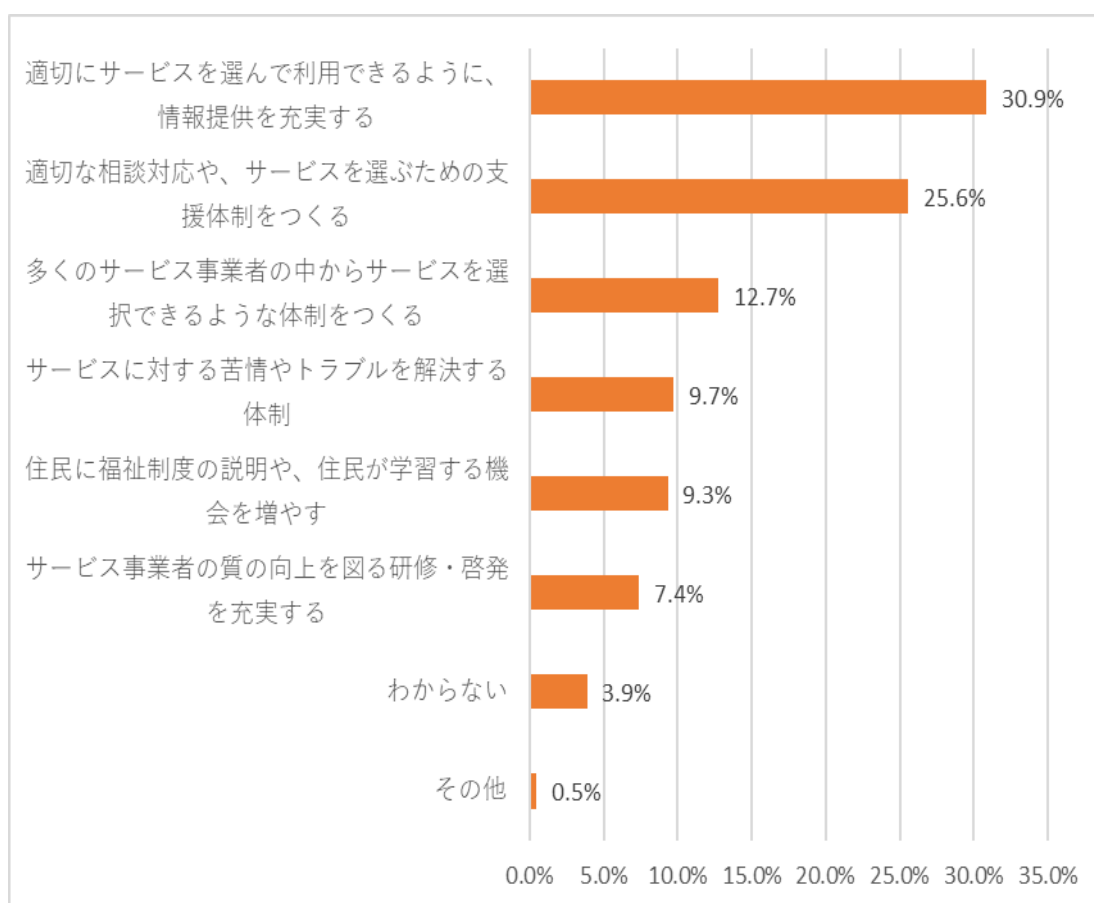
⑥-4 利用するときの心配ごと、利用しない理由について

サービスを利用するにあたっての心配ごとや、利用しない理由を尋ねたところ、「利用料金などの自己負担がある」が最も多く、以下「サービス内容や利用方法がわからない」、「心配なことはない」、「家族や親戚への気兼ねがある」、「近所や地域の目が気になる」などとなっています。

⑦ いすみ市の福祉サービスの充実について

必要な福祉サービスを安心して利用できるようにするため、市はどのようなことを充実すべきだと思うか尋ねたところ、「適切にサービスを選んで利用できるように、情報提供を充実する」が30.9%で最も多く、以下、「適切な相談対応や、サービスを選ぶための支援体制をつくる」が25.6%、「多くのサービス事業者の中からサービスを選択できるような体制をつくる」が12.7%、「サービスに対する苦情やトラブルを解決する体制、利用者の権利が保持できるよう支援する体制をつくる」が9.7%、「住民に福祉制度の説明や、住民が学習する機会を増やす」が9.3%、「サービス事業者の質の向上を図る研修・啓発を充実する」が7.4%となっています。

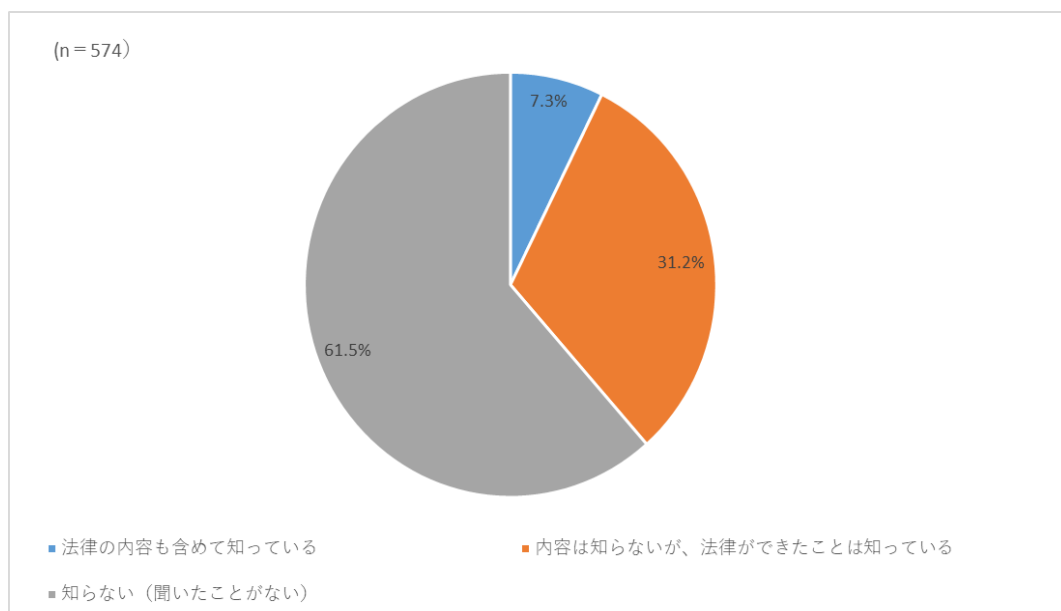
図 26 安心して福祉サービス利用するため市が充実すべきこと



⑧-1 障害者差別解消法についての理解

「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」「法律の内容も含めて知っている」が38.5%となっています。一方、61.5%は「知らない(聞いたことがない)」と回答しています。

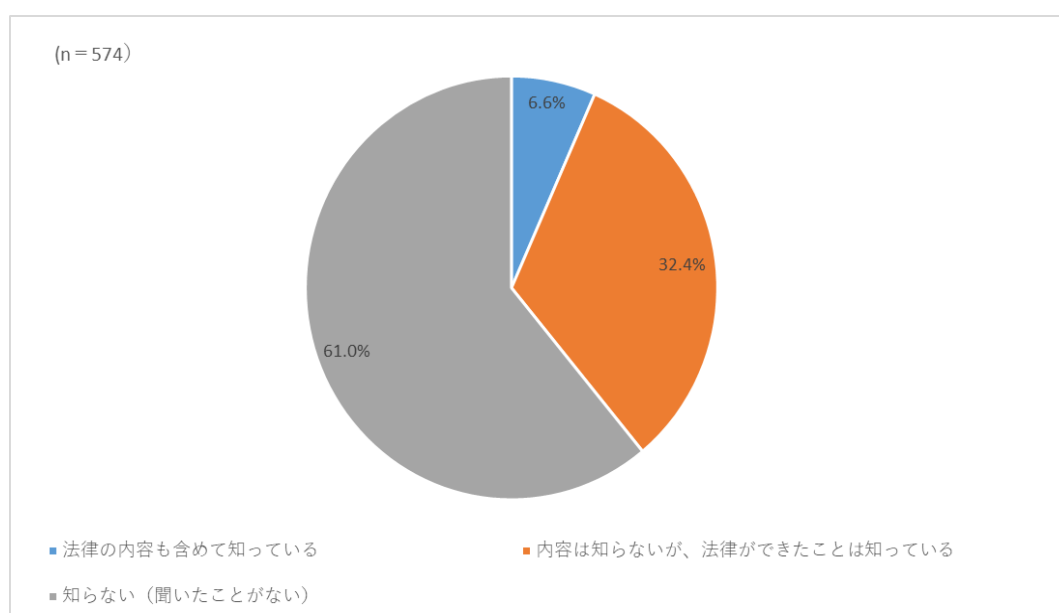
図 27 障害者差別解消法の認知度



⑧-2 障害者虐待防止法についての理解

「内容は知らないが、法律ができたことは知っている」「法律の内容も含めて知っている」が39%となっています。一方、61.0%は「知らない(聞いたことがない)」と回答しています。

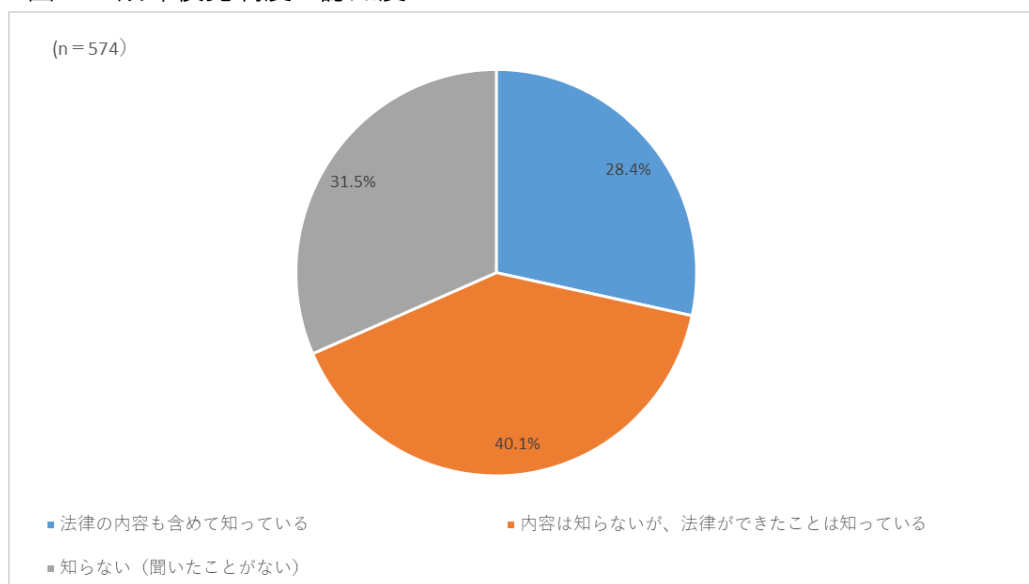
図28 障害者虐待防止法の認知度



⑧-3 成年後見制度についての理解

「内容は知らないが、制度ができたことは知っている」「制度の内容も含めて知っている」が68.5%となっています。一方、「知らない(聞いたことがない)」が31.5%となっています。

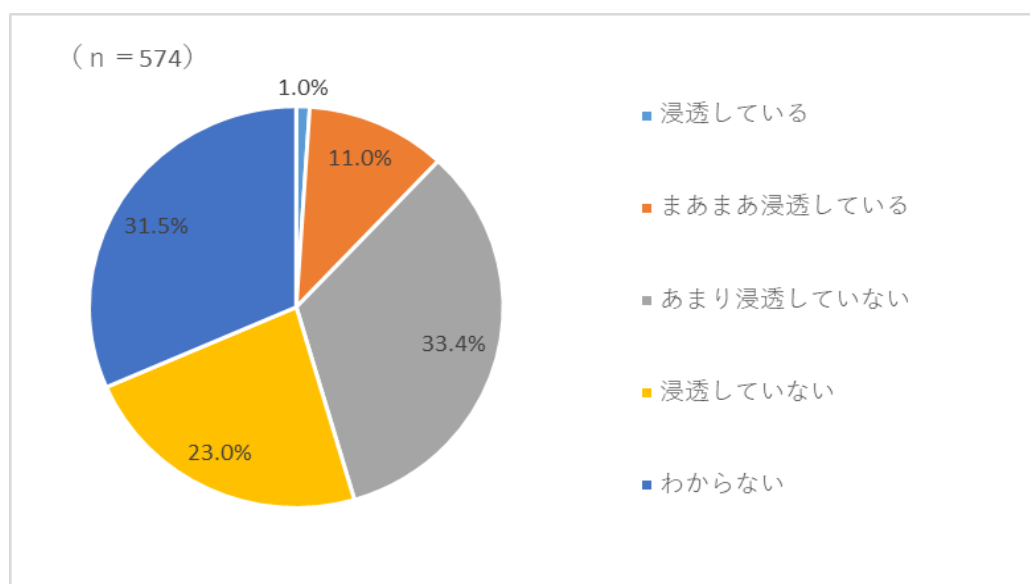
図 29 成年後見制度の認知度



⑧-4 ノーマライゼーションの考え方の地域への浸透

「あまり浸透していない」が33.4%、「浸透していない」が23.0%、「まあまあ浸透している」が11.0%、「浸透している」が1.0%となっています。

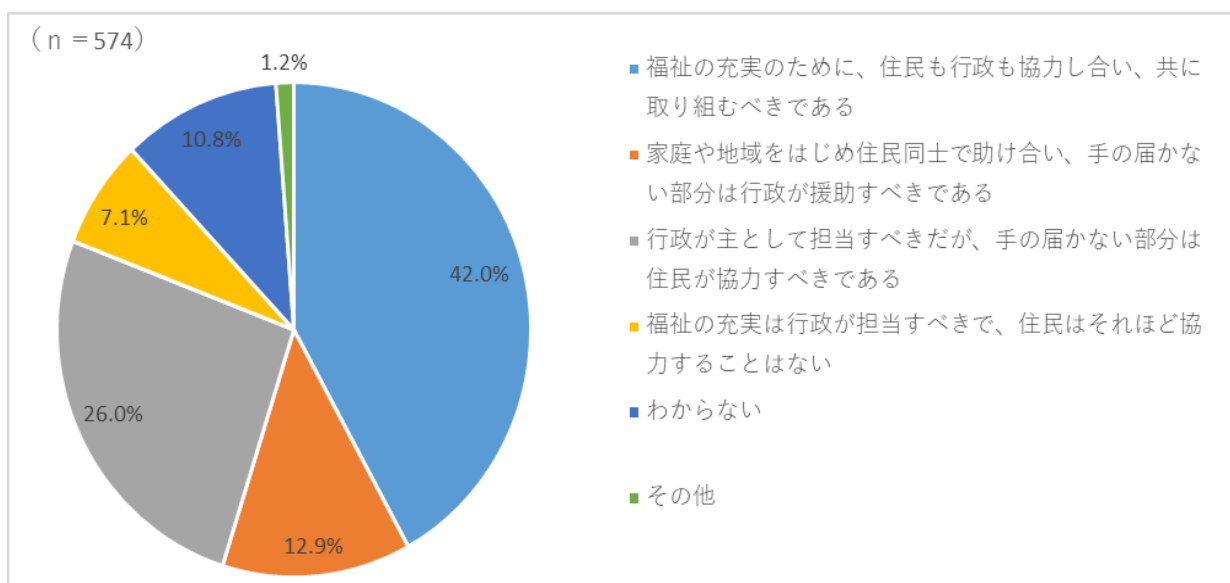
図30 ノーマライゼーションの地域への浸透



⑨ 福祉充実のための行政とのあり方

地域福祉を充実していくために、住民と行政との関係はどうあるべきか尋ねたところ、「福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、共に取り組むべきである」が42.0%で最も多く、以下、「行政が主として担当すべきだが、手の届かない部分は住民が協力すべきである」が26.0%、「家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」が12.9%などとなっています。

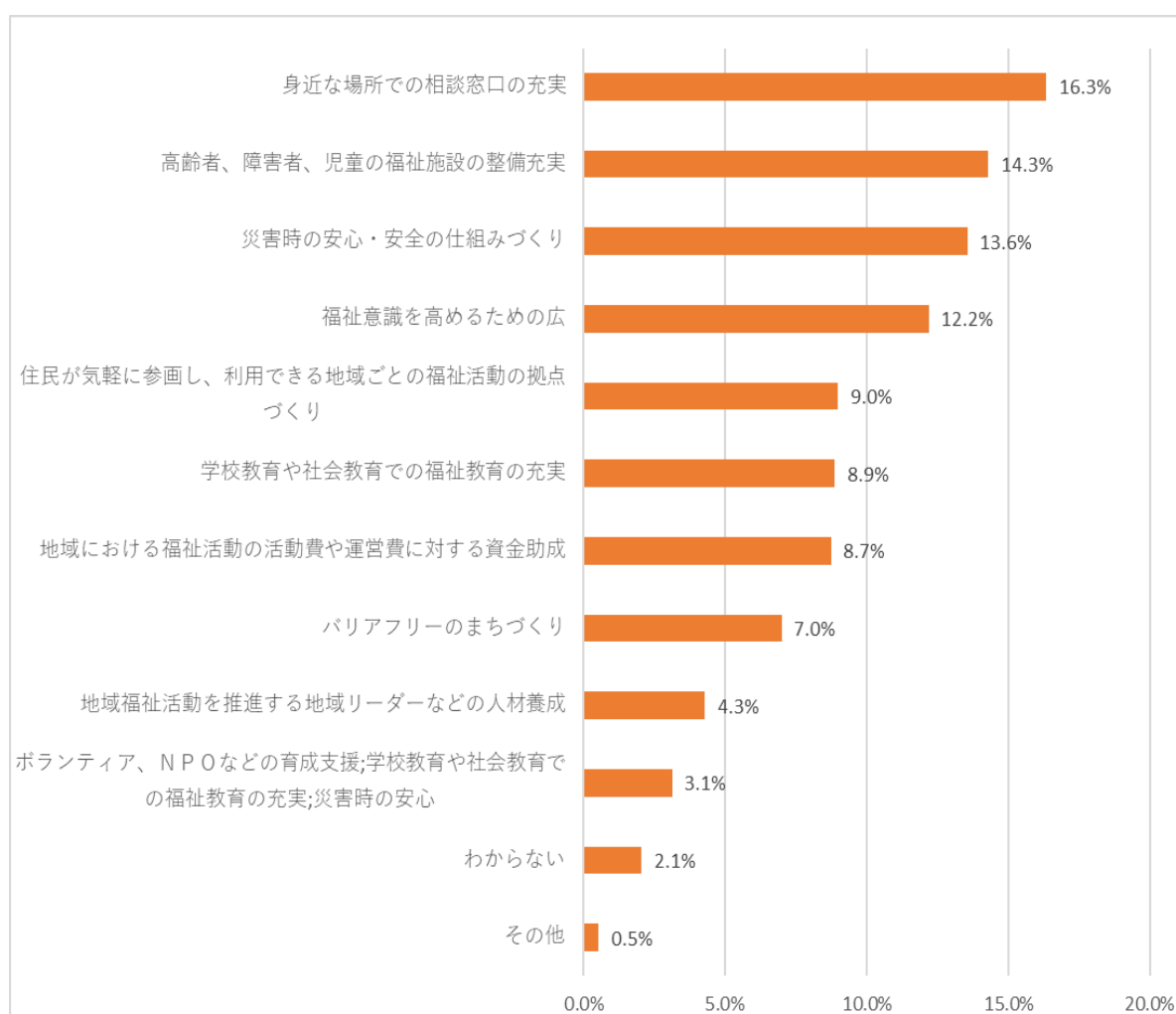
図31 福祉充実のための行政と住民の関係



⑩ 福祉推進のために優先して取り組むべきこと

地域福祉を推進するために優先して取り組むべきことについては、「身近な場所での相談窓口の充実」が16.3%で最も多く、以下、「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備充実」が14.3%、「災害時の安心・安全の仕組みづくり」が13.6%、「福祉意識を高めるための広報、啓発の強化」が12.2%、「住民が気軽に参画し、利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が9.0%、「学校や社会教育での福祉の充実」が8.9%となっています。

図 32 福祉推進のため優先して取り組むべきこと



7 課題

地域の状況分析、及び市民アンケート結果から課題を以下のとおり整理しました。

(1) 相談支援体制と福祉に関する情報提供の充実

市の福祉サービスや福祉施策は、情報の提供や情報共有サービスについて市民にわかりやすく伝えることが重要なので、福祉サービスについての情報を細かく提供すること、情報を得やすくしていくことが必要です。

あわせて、相談支援体制を充実させることや、福祉サービスを知らせていくことで、支援が必要になった時への安心感やサービスが円滑に利用できる支援体制づくりが重要です。

(2) 複雑化・複合化した課題への対応

高齢化が進むことで、地域での暮らしに不安が増大する傾向にあります。また、個人や世帯を取り巻く社会環境の変化により、80代の親と50代のひきこもりの子が同居する8050問題、介護と育児を同時に行っているダブルケア、子どもが家族の世話をするヤングケアラーなど、世帯全体への支援が求められています。このような課題を早期に把握し、支援していくための関係機関による相談支援ネットワークや福祉サービスの提供体制など包括的な支援体制の充実が必要です。

(3) 地域の関係団体・地域福祉を支える担い手の育成と連携強化

地域のつながりが深いものの、地域で高齢化が進み、支えられる側と支える側の高齢化が進むことや、地域の支え合い活動に取り組む気持ちはあっても取り組みにくいこと、若い世代は関わりたいと思っても仕事や子育てが忙しい、一緒にやる人がいないという状況も見受けられます。このため、地域の福祉活動を支える幅広い世代から担い手の確保・育成や民生委員・児童委員等が活動しやすい支援など、各種福祉活動をより効果的に展開していくための連携強化を講じる必要があります。

(4)再犯防止の体制づくり

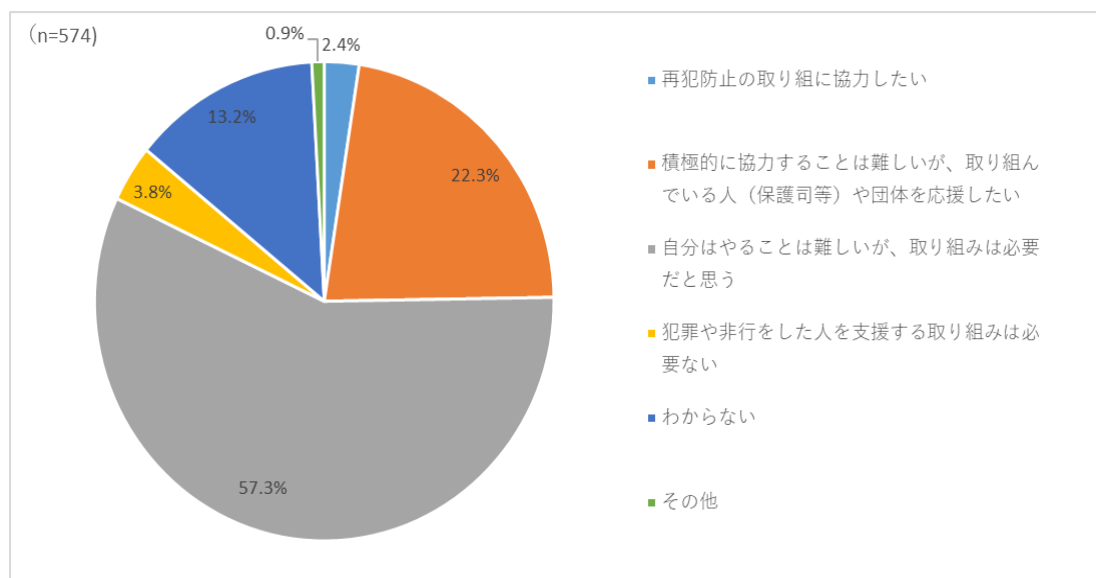
再犯防止の取り組みに対する考え方として、「自分でやることは難しいが、取り組みが必要だと思う」と57%の人が回答しています。

再犯防止のために、行政が取り組むべきもので「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所の提供や財政的な支援をする」と38%の人が回答しており、継続して保護司会や更生保護女性会に財政的な支援をする必要があります。

社会を明るくする運動の認知度について、「知っている」と回答した人は13%でした。

再犯防止や犯罪をした者等の立ち直りのための支援について、再犯防止推進計画を策定し、支援の強化に努める必要があります。

図 33 再犯防止の体制づくり



第3章 計画の基本方針

第3章 計画の基本方針

1 基本理念

「みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市
支え合い、安心して暮らせるいすみ市をめざして」

いすみ市の第2次総合計画の基本理念、基本方針を踏まえ、第3次地域福祉計画に引き続き、「みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市 支え合い、安心して暮らせるいすみ市をめざして」を基本理念に定めます。

身近な地域で顔の見える関係をつくり、地域の課題を「我が事」として考え、すべての市民が多様性を認め合い、子どもから高齢者、障害の有無などに関わらず「丸ごと」支え合い安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

2 基本目標

第4次地域福祉計画の基本理念「みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市 支え合い、安心して暮らせるいすみ市をめざして」の実現と、地域福祉の課題解決を目指し、基本的な考え方を継承し、さらなる地域福祉の発展と充実を目指し、目標を設定します。

(1) 包括的な支援体制づくりの推進

地域の生活課題を解決するため、地域の力を寄せ合い、支え合う、連携と協働のまちづくり、地域共生社会を目指したコミュニティづくりや、相談支援体制、情報提供の充実などの福祉基盤づくりを進めます。

(2) 安心な福祉環境づくりの推進

地域に暮らす誰もが互いに認め合い、人とつながり協力し合える心を育む人づくりと地域での連携体制を拡充し、福祉環境の向上に努めます。

(例えば、地域の高齢者が散歩の途中で一休みしながら、子ども達の見守りとふれあいができるベンチの設置など)

バリアフリーとユニバーサルデザインの視点に立った、公共施設、民間施設、交通アクセス等の改善・整備並びに情報入手や意思疎通手段など情報のバリアフリー化に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(3) みんなが関わり共生する地域づくりの推進

地域福祉を担う社会福祉協議会やボランティアの地域における活動の活性化、多様な主体の参画促進、住民主体の様々な活動をつなぎ、お互いが関わり、連携と協働により地域活動を推進します。

3 施策体系

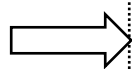
基本理念

みんなで築く地域福祉の充実したいすみ市
支え合い、安心して暮らせるいすみ市をめざして

基本目標

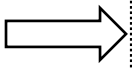
施策の方向性

(1) 包括的な支援体制づくり
の推進



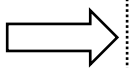
- ① 相談支援体制の充実
- ② 福祉サービスの適切な情報提供
- ③ 地域における権利擁護支援の促進

(2) 安心な福祉環境づくりの
推進



- ① 福祉教育と心のバリアフリー化の推進
- ② 災害時等に備えた地域づくりの推進
- ③ 人にやさしい生活環境づくりの推進

(3) みんなが関わり共生
する地域づくりの推進



- ① 地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進
- ② 地域内での交流の推進
- ③ 地域の支え合い・見守り体制の強化

4 地域課題への取り組み 施策の推進

(1) 包括的な支援体制づくりの推進

① 相談支援体制の充実

市民やその世帯が抱える課題に対し、既存の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応するため、本市でこれまで取り組んできた、相談支援体制の機能強化を図り、地域生活課題について包括的に対応する支援体制の構築に向けた検討・取り組みを進めていきます。

② 福祉サービスの適切な情報提供

高齢者や障害者向けの、ガイドブックやパンフレットを作成しており、適宜更新を図りながら、窓口業務や説明時に有効に活用して情報提供を図ります。

「広報いすみ」、いすみ市ホームページ等を活用し、わかりやすい情報提供に努めます。支援が必要な人にサービスが行き届くよう、各種事業の実施内容や利用方法等について、周知を行います。

③ 地域における権利擁護支援の推進

成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知に努めるとともに、身近な親族や福祉・医療・その他関係者と後見人等が「チーム」となって本人を見守る体制や、後見人支援、後見人等担い手の確保まで、段階的・計画的に取り組む、幅広い支援に努めます。

判断能力が不十分で成年後見人等が必要な状況にもかかわらず、本人や親族等がともに申し立てを行うことが難しい場合に、市長が家庭裁判所に成年後見人等の選任の申し立てを行う「市長申し立て」と成年後見人等の報酬費用の助成を行う「報酬助成」などの利用支援を行います。

目指す姿

市民一人ひとりが、地域で安心して暮らすために困り事を相談しやすく、必要な情報の提供や支援が受けられる地域をつくります。

市 民……………支援が必要な場合に、一人で悩まず相談する場所がわかります。

地 域……………地域住民に相談先や福祉サービスの情報を提供することができます。

行 政……………相談しやすい体制の整備と福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。

(2) 安心な福祉環境づくりの推進

① 福祉教育と心のバリアフリー化の推進

子ども、高齢者、障害者、外国人、性的マイノリティ、過ちから立ち直るために社会的更生に取り組む人などに関わる問題、いじめや虐待の問題などに偏見や差別のない地域づくりを推進します。

地域共生社会の実現に向けて同じ地域に住む者として住民同士で助け合う意識を高めることが必要となるため、障害や認知症等について市民が正しい理解を深められるように、また、障害者、様々な困難を抱える人に対する偏見や差別の解消に向けて、情報提供や啓発、学習の場の拡充に努めます。

福祉への理解を深められるように、福祉関係団体等と連携し、講座や行事等の開催や福祉施設との交流機会を確保します。

② 災害時に備えた地域づくりの推進

災害等の発生時、緊急時等、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域の力で救助や避難ができる体制を確立できるよう支援します。

防災に関する情報を収集し、「広報いすみ」やホームページなどで提供します。

地域の避難訓練などに高齢者や障害者等が参加できるよう地域への働きかけを行い、日頃から顔の見える関係、声を掛け合える関係づくりを支援します。

③ 人にやさしい生活環境づくりの推進

高齢者や障害のある人が様々な制限にとらわれず、自由に外に出て、それぞれの能力を活かしながら就労や趣味、地域活動に参加できる環境づくりを推進します。

住まいや建物・道路・公園・トイレ・公共施設等のバリアフリー化を図り、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点にたった生活環境づくりの推進に努めます。

目指す姿

市民一人ひとりが、お互いを認め合い、人とのつながりで安全安心なまちづくりを進めます。

市 民……………高齢者、障害のある人、多文化など多様性の理解を深めます。
災害などの緊急時に役立つ知識を身につけます。

地 域……………住民同士で助け合う意識が持てるよう情報の発信や交流の場などの提供を進めます。
地域の避難訓練等に参加するよう働きかけをし、普段から顔の見える関係づくりを進めます。

行 政……………誰もが暮らしやすい地域づくりを目指します。
防災に関する情報を提供し、訓練などを通じて地域防災力を高めます。
多様性への理解が深まるような情報発信を行います。

(3) みんなが関わり共生する地域づくりの推進

① 地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進

NPO法人、サークルなどの団体により福祉に関するさまざまなボランティア活動が行われており、それぞれがお互いの活動について意見交換や情報交換することで、個々の団体が抱えている課題解決の発見につながり、個々の団体ではできない幅広い活動ができるように活動団体の活性化を推進します。

住民主体の活動では解決できない課題に対して、地域と専門機関・専門職と一緒に、広域的・専門的に課題に取り組むような包括的な地域福祉ネットワークの構築を進めます。

社会福祉協議会や町内会、各種団体と連携して、若年層や働く世代などの幅広い年齢層に働きかけ、地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成への取り組みを続けます。

民生委員・児童委員の新たな担い手を確保するため、地域活動やボランティア活動について幅広く情報を収集し、広報いすみやホームページで提供するとともに、地域活動やボランティア活動の意義・重要性について、啓発を行います。

② 地域内での交流の促進

性別や年齢に関係なく、親しく付き合うことができる地域づくりを進めるとともに、お互いに助け合って生活することができる関係性を築くため、公共施設等を地域づくりの場として活動できるよう支援し、高齢者、障害者、子ども、学生や若者、外国籍など多様な市民が交流できる居場所づくりを地域との協働により進め、地域の一員として多くの市民が活動できるように参加を促進します。

③ 地域の支え合い・見守り体制の強化

高齢化の進展や単身世帯の増加など社会構造の変化、地域の関わりの希薄化に伴う孤立や孤独などにより、問題が深刻化するケースが懸念されるため、社会福祉協議会や民生委員・児童委員、関係団体等と連携して、日常的な高齢者の見守りネットワークの活用や独居老人などの必要な個人情報の提供に努め、孤立しがちな人を地域で見守り、身近なところで助け合える体制づくりを支援します。

目指す姿

市民一人ひとりが地域と協働し、啓発活動、福祉教育活動を推進し、支え合い、助け合える関係づくりを進めます。

市 民…………地域福祉への理解を深め身近な地域等での市民同士のふれあいを図ります。

地 域…………地域福祉に関する情報発信や多様な市民が交流できる居場所づくりを進めます

行 政…………関係機関や団体等と連携し、地域福祉の推進に努めます。
地域福祉のリーダーとなる人材の発掘と育成に努めます。

計画を進めるために

本計画を推進していくために、行政、社会福祉協議会をはじめとした社会福祉法人、地域、市民団体、事業者、市民等が連携し、自助・互助・共助・公助のそれぞれの立場で協力し合う「協働」を基本として、計画の推進を図ります。

主 体	役 割
市 民	市民一人ひとりが地域を担う一員だという自覚をもち、隣近所や身近な地域住民と協力し、地域福祉活動やボランティア活動に積極的かつ主体的に参加していきます。
社会福祉協議会及びその他の社会福祉法人	地域福祉活動を推進する担い手として、市や関係団体等との連携を図りながら、地域活動を推進していきます。
民生委員・児童委員 自治会、市民団体、事業者等	地域での地域福祉を推進する各団体等が、それぞれの役割・立場を踏まえ、市や関係団体等の連携を図りながら地域福祉活動を推進していきます。
行 政	庁内各課との分野横断的な連携をはじめ、社会福祉協議会、関係団体、事業者、市民等との連携を図りながら、総合的に地域福祉を推進していきます。

自助・互助・共助・公助とは

自助とは、自分自身でできることは、自分で行うことです。

互助とは、隣近所で支え合い、助け合うことです。

共助とは、地域の関係団体や事業者等がお互いに協力しあうことです。

公助とは、個人や地域で解決できない課題に対して、行政や公的機関等の公的支援を活用し、問題解決を図ることです。

5 防犯・再犯防止に関する取り組みの推進(いすみ市再犯防止推進計画)

1 計画の策定方針

(1)計画策定の背景・目的

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、依存、厳しい生育環境等、様々な生きづらさを感じ、立ち直りに多くの困難を抱える人が多く、その困難により再び犯罪や非行をしてしまう場合も多いといわれています。このようなことから、生きづらさを抱えて犯罪をした人の課題に対応し、再犯を防止するためには、社会復帰後、地域社会で孤立させない「息の長い」支援等を連携・協力して実施することが必要となっています。

犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働きかけのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。地域の理解と協力を得て円滑に社会復帰するための施策を定めた再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」とする。)が平成 28 年に施行され、地方計画を定めるよう努めるものとされました。千葉県では令和4年1月に「千葉県再犯防止推進計画(令和3年度から7年度)」を策定し、県内の再犯防止を取り巻く状況を踏まえた上で、県民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目的として、罪を犯した人等が社会復帰するための仕組みづくりの推進と罪を犯した人等を社会の構成員として受け入れることへの県民の理解の促進を図っています。

刑期を終えて出所した人などの生活再建や再犯防止には、周囲の人の温かい理解と協力をはじめ、居住支援や就労支援が必要となります。保護司会や更生保護女性会など、更生保護に関わる人や団体の活動と既存の福祉の支援や地域での活動が連携することで、再犯防止につながることを期待されます。

このような課題を地域で共有し、地域における犯罪被害を防止し、市民が安全で安心に暮らせるように再犯防止を推進するため、地域福祉計画の見直しに合わせ、「いすみ市再犯防止推進計画」を策定し、罪を犯した人等の社会復帰の支援に努めます。

(2)計画の基本事項

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める市町村計画として策定します。計画期間はいすみ市地域福祉計画と同期間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえて改訂・推進します。

本計画の対象者は、再犯防止法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人または非行のある少年、若しくは非行少年であった「罪を犯した人等」を指します。

(3)犯罪情勢等

県内の刑法犯認知件数は年々減少し、2020年(令和2年)には34,685件と、直近10年で最も多かった2011年(平成23年)の83,010件と比較すると、約60%減少していますが、令和3年以後は増加傾向にあります。

県内の検挙人数は減少傾向にあるものの、再犯者数は検挙人数ほど減少しておらず、2020年(令和2年)が7,069人、うち再犯者数3,610人、再犯率 51.1%、2021年(令和3年)が6,931人、うち再犯者数3,664人、再犯率52.9%、2022年(令和4年)が6,079人、うち再犯者数3,001人、再犯率49.4%となっており再犯者の割合(再犯者率)が5割前後で推移しています。

いすみ市の再犯率も令和2年度に46.8%まで減少しましたが、令和3年度増加し、令和4年度が48.0%で、県内と同様に再犯率の割合は5割前後で推移しています。

表15 犯罪統計データ(再犯率)※

		平成30年	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
いすみ警察署	刑法犯総数	53	50	47	50	50
	再犯者	31	27	22	26	24
	再犯率(%)	58.5%	54.0%	46.8%	52.0%	48.0%
千葉県内警察署	刑法犯総数	7,379	6,736	7,069	6,931	6,079
	再犯者	3,798	3,494	3,610	3,664	3,001
	再犯率(%)	51.5%	51.9%	51.1%	52.9%	49.4%

「法務省矯正局提供データを基に千葉県いすみ市作成」

※ データは20歳以上の検挙者であり、少年は含まれません。

全ての検挙者ではなく、一般の刑法犯と、覚醒剤取締法、麻薬取締法、大麻取締法による検挙者であり、その他の法令違反に係る検挙者は含まれません。

2 計画の基本方向

(1) 基本方針

罪を犯した人等が地域で孤立することなく、地域の一員として暮らせる「誰一人取り残さない社会」の実現に向け、地域における再犯防止の認識を深めるとともに、再犯防止の視点を各種施策等に反映して推進し、支援体制の構築に取り組みます。

千葉県再犯防止推進計画に基づき、市が行うべき取り組みを積極的に推進します。

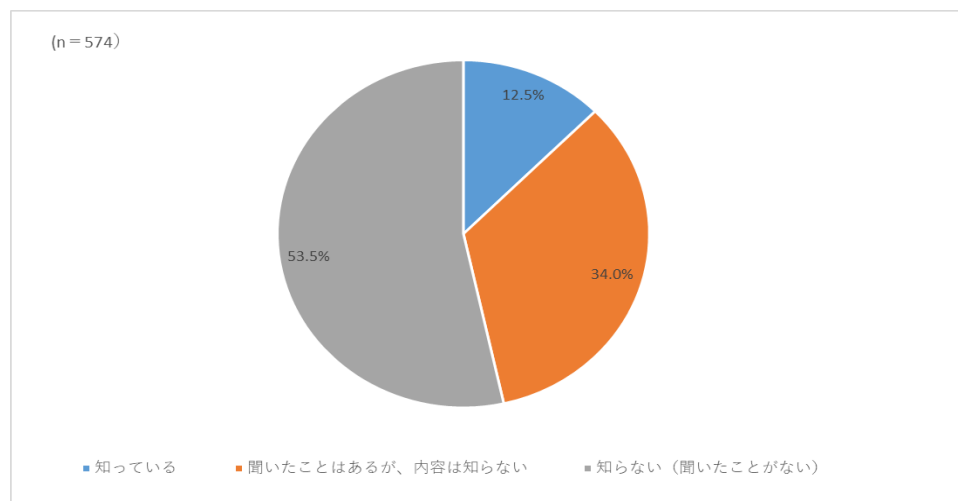
(2) 今後の取り組み

再犯防止に関する広報・啓発活動の充実と関係団体との連携

再犯を防止していくためには、罪を犯した人等を社会で再び受け入れられるようにしていくことが重要です。そのためには、更生に関する正しい知識を持てるような広報・啓発活動や関係機関との連携が必要となります。アンケート調査の「社会を明るくする運動」の認知は「知らない(聞いたことがない)」が 53.5%と最も多くなっており、認知が低いことがわかります。

広報・啓発活動の充実、関係機関との連携を通じて、再犯防止を推進していきます。

図34 社会を明るくする運動認知度



・広報・啓発活動の充実

夷隅地区保護司会、夷隅地区更生保護女性会等と協力して犯罪や非行防止、更生及びこれらの活動に携わる人々等についての正しい理解の普及を行い、その活動を支援します。

広報やホームページ等を通じて、毎年7月の“社会を明るくする運動”強化月間、再犯防止啓発月間を中心に犯罪や非行防止、更生等に関する情報発信を行い、安全で安心な地域社会を築きます。

青少年への非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発を行います。

専門機関で行う相談事業や、夷隅地区更生保護サポートセンターの活動に関する周知を行います。

・関係機関との連携

夷隅地区保護司会や夷隅地区更生保護女性会、法務省千葉保護観察所等の関係機関との連携を強化します。

夷隅地区保護司会や夷隅地区更生保護女性会等の人材の確保や地域に根差した活動を支援することで、罪を犯した人等の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します。

・更生への支援の充実

罪を犯した人等は社会復帰に向けて多くの課題を抱えており、社会復帰の困難さから再犯につながるケースが多くなっています。そのため、罪を犯した人等が社会復帰できるように様々な支援を展開することが犯罪をなくす上で重要となります。

就労・住居の確保、保険医療、福祉サービスの利用の促進を通じて、更生への支援を充実していきます。

・就労・住居の確保

生活困窮者相談員による就労に対する相談の場を提供することで、生活困窮者等に対する就労を支援します。

ハローワークとの連携や相談支援を通じた就労支援を行います。

市営住宅や県営住宅などの情報提供等を通じた住居支援を行います。

・保健医療・福祉サービスの利用の促進

保護司や保護観察所、矯正施設等の関係機関と連携し、罪を犯した人等が適切な保健医療・福祉サービスを受けられるように支援します。

・地域生活課題についての相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。

・生活困窮者自立支援事業等を通じて、罪を犯した人等の生活の安定を図ります。

6 計画の進行管理

(1) 評価指標の設定・推進体制

本計画は、施策の方向性及び展開を記載し、個別事業については各個別計画に記載するものとし、また地域福祉を促進する施策の多くは数値目標がなじまないことから、数値での評価は行わないものとしますが、すべての項目において上昇をめざします。

一方で、目標設定がされていないと施策の効果が図れないことから、計画の策定時に実施するアンケートの回答結果の変化をもって定性的な評価を行うこととします。

計画の途中で、社会情勢や環境変化に合わせて計画内容を検討し、修正が必要となった場合は、地域福祉計画策定委員会を開催し計画内容を変更します。

計画を推進していくためには、市民一人一人が地域福祉活動の担い手として福祉に対する意識や関心を高めることが重要です。そのためには、互いに連携や協力し合える社会的な環境をつくり、それぞれが活動に参加・参画していくことが求められます。

市は本計画が目指す目標の実現に向けて、本来実施すべき施策はもちろん、組織の枠を超えて連携・協力し、関係機関や団体との協働、支援を行います。

計画評価アンケート結果

	項 目	平成26年 調査	平成31年 調査	現状 令和6年 調査
1	現在住んでいるところに「住み続けたい」「どちらかと言えば住み続けたい」と回答した人の割合	—	72. 7%	—
2	地域における問題や課題解決に向けた住民同士の自主的な支え合いや、助け合いの関係が「必要だと思う」と回答した人の割合	69. 9%	63. 1%	58. 5%
3	地域活動への参加について「参加している」「過去に参加したことがある」と回答した人の割合	49. 9%	52. 8%	47. 8%
4	ノーマライゼーションの考え方の地域への浸透が「浸透している」「まあまあ浸透している」と回答した人の割合	16. 0%	11. 4%	12. 0%

5	成年後見制度について「制度の内容を含めて知っている」と回答した人の割合	—	27. 7%	28. 4%
6	福祉に関する地域活動の担い手や団体を知っていると回答した人の割合			
	①社会福祉協議会	60. 5%	62. 2%	36. 8%
	②地域包括支援センター	15. 4%	20. 5%	17. 8%
	③民生委員児童委員	35. 3%	59. 0%	32. 0%
	④中核地域生活支援センター	—	6. 1%	4. 1%
7	社会を明るくする運動について「知っている」「聞いたことはあるが内容は知らない」と回答した人の割合	—	—	46. 5%

資 料

用語の説明

	頁	用語	内容
あ行	3	SDGs(エスディーズ)	持続可能な開発目標。「世界中にある環境問題・差別・貧困・人権問題といった課題を、世界のみんなで2030年までに解決していこう」という計画・目標です。
か行	41	高齢者見守りネットワーク	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、見守り協力事業者が業務において、訪ねたお宅や高齢者の異変に気づいたときに市役所に連絡してもらい、市職員が状況確認を行うことで地域の高齢者等をさりげなく見守っていくものです。
	1	ケアラー・ヤングケアラー	「ケアラー」とは、高齢、障害、疾病などにより援助を必要とする親族など身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方であり、そのうち18歳未満の方を「ヤングケアラー」といいます。
さ行	30	障害者虐待防止法	正式名称は「障害者虐待の防止と障害者の養護者に対する支援等に関する法律」 障害のある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、虐待を発見した場合の通報義務や、虐待を受けた人の保護や家族の負担の軽減・虐待防止などを目的としています。
	30	障害者差別解消法	正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障害者基本法の基本的理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項、行政機関等及び事業者における差別を解消するための合理的配慮の提供等を定めた法律。差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としています。
	40	性的マイノリティ	同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のことをいいます。
	31	成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する後見人等を選任し、地域で安心して生活できるように支援する制度です。

	頁	用語	内容
た行	1	ダブルケア	介護と育児が同時期に発生すること。出産年齢の高齢化や家族関係の希薄化など、家族構造の変化により増加が見込まれています。
	1	地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや、支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、地域や暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域社会のことです。
	14	地域子育て支援センター	親子でゆっくり遊べる場として、また出会いの場として活用する未就園の乳幼児とその保護者のための施設です。
	39	地域福祉権利擁護事業	知的障害や精神障害、発達障害、認知症などの理由により判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人について、地域で生活を営むのに不可欠な福祉サービスの利用などを援助する事業です。
	1	ドメスティックバイオレンス（ＤＶ）	家庭内の様々な形態（夫婦間、親子間、兄弟間など）の暴力とされ、「配偶者やパートナーからの暴力」というとらえ方が一般的となっています。
な行	1	ネグレクト	子どもを遺棄すること、健康状態を損なうほどの不適切な養育、あるいは子どもの危険について重大な不注意を犯すことです。
は行	13	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生児童に対し、授業の終了後に学校施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図る事業です。
な行	31	ノーマライゼーション	障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方です。
や行	40	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの個人の違いにかかわらず、出来るだけ多くの人が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のことであり、またそれを実現するためのプロセス（過程）です。

いすみ市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定に基づき、いすみ市地域福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため、いすみ市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項並びに地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、いすみ市の総合計画「すべての市民が自分らしく、安心して暮らせる地域づくり」に即した福祉計画の策定に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 地域住民の組織に属する者
- (3) 保健医療に関係する者
- (4) 福祉業務に携わる者
- (5) 福祉団体に関係する者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、福祉計画の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は、必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

いすみ市地域福祉計画策定委員会委員名簿（令和6年12月24日まで）

No	委嘱区分	氏 名	職業・団体・役職名等	備考
1	市議会議員	太田 雅彦	文教厚生常任委員会 副委員長	
2	地域住民の組織 に属する者	大谷 浩美	いすみ市行政協力員連絡協議会 会長	
3		小助川 開光	いすみ市ボランティア連絡協議会 会長	委員長
4	保健医療に関係 する者	齋藤 正敏	夷隅医師会いすみ市ブロック ブロック長	
5	福祉業務に携わ る者	佐久間 廣幸	いすみ市民生委員児童委員協議会 会長	
6		渡辺 広孝	社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会 事務局長	
7		森田 雄司	社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 理事長	
8		石川 節子	いすみ市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
9	福祉団体に関係 する者	飯高 進	いすみ市身体障害者福祉会 会長	
10		坂間 範子	いすみ市女性の会連絡協議会 副会長	副委員長
11		市原 光博	いすみ市青少年相談員連絡協議会 会長	
12	学識経験を有す る者	赤羽 良明	いすみ市教育委員会 教育長	
13		三上 一雄	いすみ市保護司連絡協議会 会長	
14	関係行政機関の 職員	市田 美保	夷隅健康福祉センター センター長	

いすみ市地域福祉計画策定委員会委員名簿（令和6年12月25日～）

No	委嘱区分	氏 名	職業・団体・役職名等	備考
1	市議会議員	川嶋 英之	文教厚生常任委員会 副委員長	
2	地域住民の組織 に属する者	大谷 浩美	いすみ市行政協力員連絡協議会 会長	
3		小助川 開光	いすみ市ボランティア連絡協議会 会長	委員長
4	保健医療に関係 する者	齋藤 正敏	夷隅医師会いすみ市ブロック ブロック長	
5	福祉業務に携わ る者	佐久間 廣幸	いすみ市民生委員児童委員協議会 会長	
6		渡辺 広孝	社会福祉法人 いすみ市社会福祉協議会 事務局長	
7		森田 雄司	社会福祉法人 チルドレンス・パラダイス 理事長	
8		石川 節子	いすみ市民生委員児童委員協議会 主任児童委員	
9	福祉団体に関係 する者	飯高 進	いすみ市身体障害者福祉会 会長	
10		坂間 範子	いすみ市女性の会連絡協議会 副会長	副委員長
11		市原 光博	いすみ市青少年相談員連絡協議会 会長	
12	学識経験を有す る者	赤羽 良明	いすみ市教育委員会 教育長	
13		三上 一雄	いすみ市保護司連絡協議会 会長	
14	関係行政機関の 職員	市田 美保	夷隅健康福祉センター センター長	



第4次いすみ市地域福祉計画

いすみ市再犯防止推進計画

発行日 令和7年3月

発行 いすみ市役所 福祉課

〒298-8501

千葉県いすみ市大原7400-1

TEL 0470-62-1117